

No. 01

# チリ国林業開発協力基礎一次調査団 報告書

平成8年3月

JICA LIBRARY



J 1129080161

## 国際協力事業団

林開林

JR

96-014

チリ国林業開発協力基礎一次調査団 報告書





# チリ国林業開発協力基礎一次調査団

## 報告書

平成8年3月

国際協力事業団



1129080 (6)

## 序 文

国際協力事業団は、開発協力事業の一環として、チリ国林業開発協力基礎一次調査を行うことを決定し、開発投融資事業の実施可能性を明らかにすることを目的として、平成8年2月に農林水産省経済局国際協力計画課課長補佐 梶島達也氏を団長とする調査団を同国に派遣しました。

調査団はチリ国政府関係者や進出企業との協議を行うとともに、造林地・チップ工場・港湾施設等の現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て調査結果を本報告書にとりまとめました。今回の調査結果が開発協力事業の実施に役立つとともに、今後の両国の友好・親善の一層の発展に寄与することを期待いたします。

終わりに、この調査にご協力とご支援をいただいた関係者の皆様に対し、心から感謝の意を表します。

平成8年3月

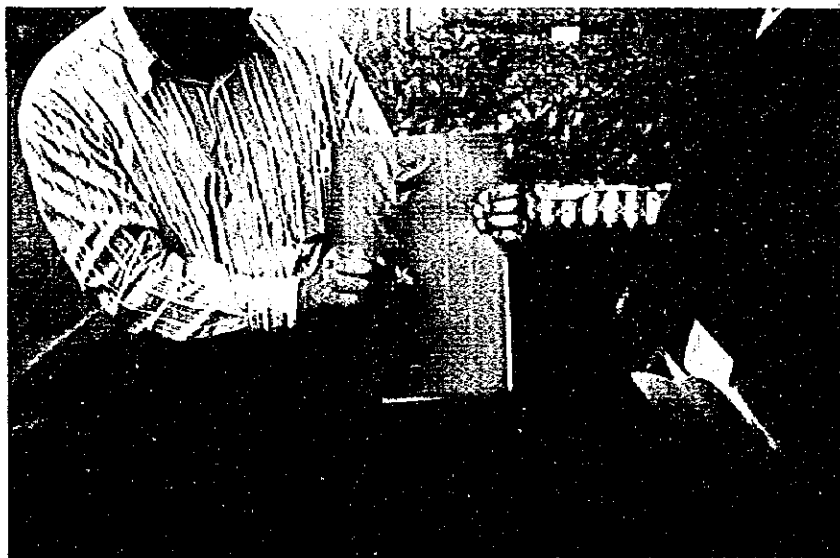
国際協力事業団  
理事 亀若 誠



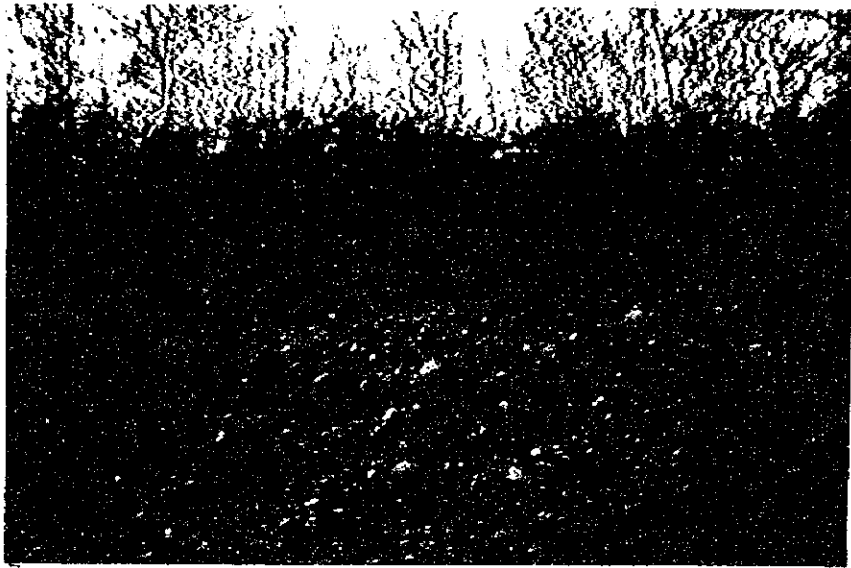
*Eucalyptus nitens*. 93年10月植栽造林地・第X州



*Eucalyptus nitens*. 95年10月植栽造林地・第X州



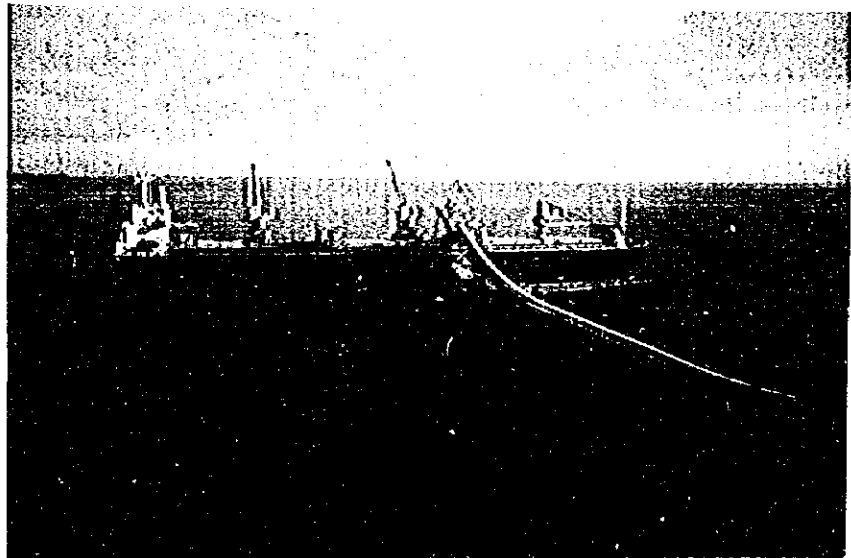
*Eucalyptus nitens*. 3ヶ月苗木



ニャディ土壤（表層が薄い）



天然林伐採現場第X州  
（ニャディ土壤のため排水路が作設されている）



チップ専用船  
（キャパシティ4万トン/隻）



Santa Rasa地区天然林再生実験区  
(93年に開始. 2.5ha)

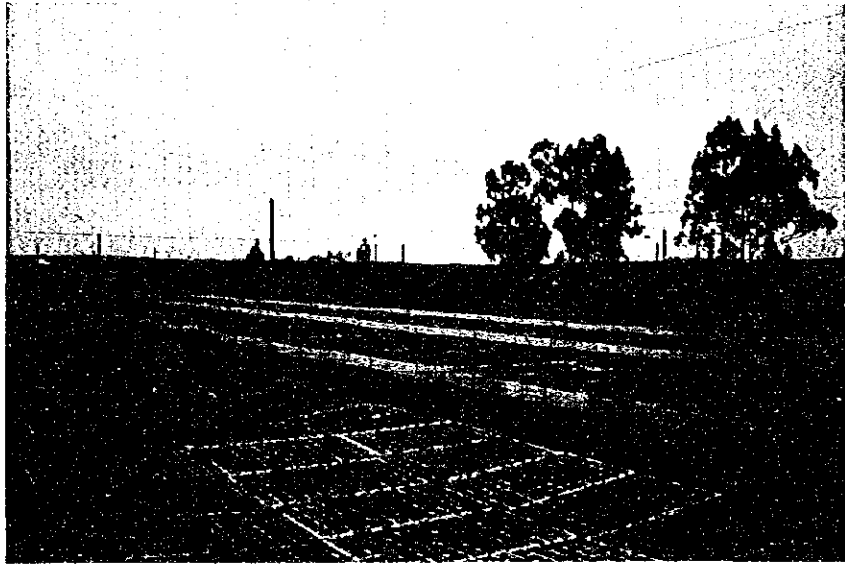


PUCHOCO港 チップヤード  
(左 天然木、中 ユーカリ、右 ラジアータ松)



*Eucalyptus globulus*. 95年植栽地 第Ⅳ州





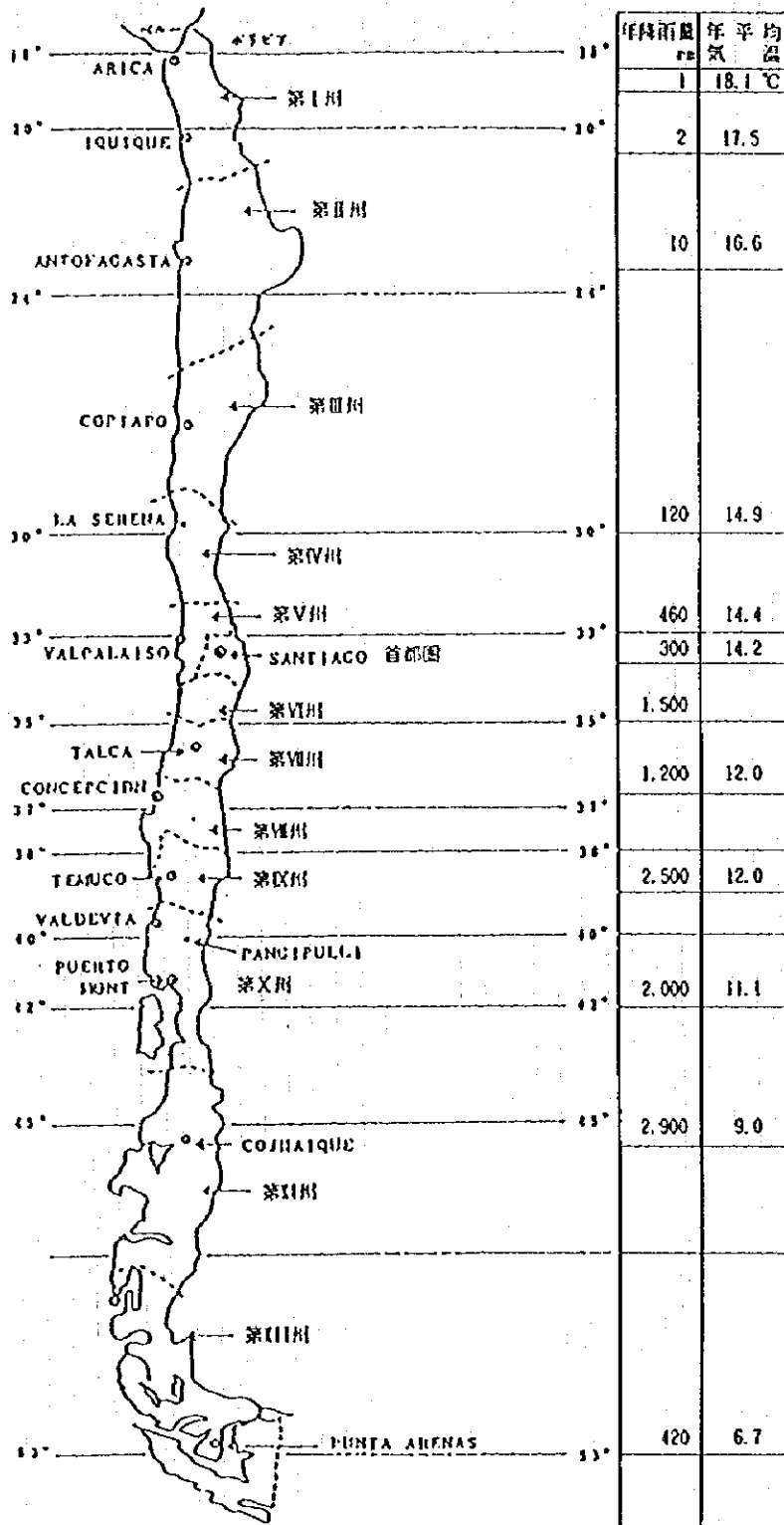
Eucalyptus globulus. 苗畑、95年12月植栽



植栽密度試験区  
(8種類の密度を設定、INFORの設計)



Eucalyptus globulus. 92年植栽地 第Ⅸ州  
(農耕放棄跡地への造林、表層が硬い)



チリ共和国行政区分図

# チリ国林業開発協力基礎一次調査団報告書

## 目 次

序 文	
写 真	
位置図	
調査団報告書要旨	1
1. 林業分野の投資環境	1
2. 開発投融資事業の見込み	2
I. 調査の目的と概要	7
1. 調査の目的	7
2. 調査団の構成	7
3. 調査の日程	7
4. 面談者一覧	9
II. 投資環境	11
1. 政治動向	11
2. 経済概況	11
3. 外資政策	14
4. 外資受入状況	16
III. 林業・林産業	20
1. 林業政策と行政組織	20
2. 林業の概要	30
3. 林産業の概要	38
4. 関連インフラ整備状況	39
IV. 開発投融資事業	42
1. 本邦企業の活動状況	42
2. 開発投融資事業の実施可能性	45
参考資料	49



## 調査団報告書要旨

### 1. 林業分野の投資環境

#### 1-1. 経済概況

1993年のチリ国の1人あたりGDPは3,056ドルとなっており、現在政権を担っているフレイ政権は、民間主導、開放経済という経済政策を基本とするなかで、特に、インフレ抑制と生産性向上を重視している。

94年のチリ経済は、前半は停滞気味であったものの、世界の景気回復に伴い、銅をはじめとする主要輸出品の価格が上昇し、年後半には景気の立ち直りがみられた。インフレも94年8月以降沈静化し、政権当初の目標であった一桁台の8.9%にとどまった。実質経済成長率もやや低めではあったものの4.2%を達成した。

#### 1-2. 投資関係法規

##### (1) 概要

チリ国に対する外国からの投資は、他の中南米諸国に比べて極めて開かれたものとなっており、内資・外資の区別をせず平等に扱うことを原則とし、さらに、利益の海外送金も自由である。また、チリ国外資委員会によれば、こうした外資政策の基本は、将来的に変更される予定はないとのことである。

チリ国に投資を行ない、その元本および利益の対外送金の権利を確保するためには、外国投資法（法令第600号）または中央銀行外国為替規則第14条のいずれかに準拠する必要がある。

##### (2) 外国投資法に基づく投資

外国投資法（法令第600号）は1974年に制定され、その後数次の改正を経て今日に至っている。この外国投資法は、外資を国内資本と差別しない、投資分野に制限がない、投資比率にも制限がなく外資100%も可能、利益の対外送金が自由などの特徴がある。

本法令にも基づき投資を行う場合（最低2万5000ドル以上）には、外資委員会に申請書を提出し、投資家と外資委員会が契約を締結する形で投資が行われる。外国投資法に基づく投資の場合、外資委員会との契約締結後3年以内に資本導入を行えばよい。税制上の優遇措置も内資と同様に扱うことが原則とされているが、基本的な優遇措置は最終的には外資委員会との交渉で決定されることとなっているので、優遇措置の適用を求める企業は、外資委員会に申請する必要がある。

最近の日本からの投資は、ほとんどがこの外国投資法第600号に基づく投資となっている。

##### (3) 外国為替規則に基づく投資

チリ国に投資を行う場合、中央銀行外国為替規則第14条に基づき、銀行ないし両替商を通じて中央銀行に事前登録を行うことによって投資することもできる。

この場合、投資額は1万ドル相当以上、外貨による出資に限られ、中銀への事前登録後直ちに投資を行わなければならないなどの条件がある。一般に、法令600号に比べて手続きが簡単であるのが特徴であるが、反面、法令600号による投資が外国投資家とチリ国政府機関である外資委員会との契約によって保護されているのに対し、外為規則14条の場合には、チリ国中央銀行の発行する「資本投資証明書」によって、資本および利益の送金が保証されているにすぎない。このため、外為規則の変更によって各種条件が変更される可能性がある。

### 1-3. インフラの整備状況

チリ国政府は、小さな政府を目指して財政削減、規制緩和、行政改革等に取り組んでいることから、公共投資に対する財政支出も極めて抑制されている。このため、主要幹線道路を除いてその大半が未舗装の状況にあり、特に雨期（冬期）においては、砂利を敷いていない道路ではめかるんでしまうために四輪駆動車でも通行不可能となる公共道路が続出し、牛車などを利用せざるを得ない状況となる。

また、主要幹線道路の大半は片側1車線であり、車検制度がないために整備が行き届いていないトラックが走行することによって、交通渋滞や無理な追越しによる交通事故が多発している。

なお、鉄道は極めて未整備で路線もわずかであり、林業関係の輸送には適さない。

さらに、港湾設備についても公共港湾施設の数が少なく、このため、大手企業を中心に、企業自身がそれぞれに港湾設備を建設せざるを得ない状況にある。特に、チップの積出しでは、ほとんどの企業が自前の積出し施設を保有している。

### 1-4. 労働力の確保

チリ国の労働市場は階級化しており、幹部社員、現場監督、作業員等それぞれのクラスでの労働力は基本的に潤沢であり、労働力の調達・確保には問題がない。（なお、農繁期などに現場作業員の確保に苦勞する場合もあるが、確保できないことはない。また、幹部職員についても、アラウコ社などの大手植林企業からの人材供給があり、不足することはない。）

ちなみに、日系企業の現地雇用の賃金は、幹部職員1,400～3,000ドル/月、スーパーバイザー750～1,700ドル、現場作業監督300～550ドル、作業員250～300ドル程度となっている。なお、伐採や造林にかかる作業は請負業者が行っており直接雇用するものではないが、これら下請け作業員の賃金は200ドル程度とのことである。

## 2. 開発投融資事業の見込み

### 2-1. 開発投融資事業が見込まれる関係企業の概要

今回の調査においては、チリ国に進出して植林事業を行っている本邦関連企業3社を訪問したが、いずれも国内製紙会社と商社が出資（うち1社には地元資本も出資）している企業である。また、植林用地取得等のために、日本輸出入銀行（1社）や海外経済協力基金（2社）から融資を受けている。このほか、地元企業に本邦商社が出資している企業も数社訪問した。

## 2-2. 開発投融資事業が見込まれる分野

### (1) 道路整備事業（各社共通）

公共投資に対する財政支出が抑制されていることから、主要幹線道路を除いて公共道路の大半が未舗装の状況にある。このため、特に雨期（冬期）においては、砂利を敷いていない道路ではぬかるんでしまうために四輪駆動車でも通行不可能となる公共道路が続出し、各社とも、苗木や資材を運搬するのに牛車などを利用せざるを得ない状況にある。

雨期における運搬路の確保のためには、舗装をしなくても砂利を敷き詰めるだけで相当程度改善されるが、行政当局に対しいこうした道路整備を要請しても、予算不足のために対応が遅れがちであり、逆に砂利等の資材の現物供出を求められることが多いという。

私有地内の林道建設に対する適用は難しいものの、既存の道路と道路を結び地域開発効果の高い公共道の整備であれば、各社とも日本輸出入銀行や海外経済協力基金の融資を受けていることから、関連インフラ整備事業として対象となりうる。

ちなみに、現在造林しているユーカリが伐期を迎える4～5年後以降、丸太の積出しのための道路整備は各社とも避けて通れない問題であり、また、チップの輸送のために6分間に1台の割合でトラックを走らせなければならないという試算もあり、チリ国の財政事情や公共投資に対するスタンスに鑑みれば、今後とも公共道の整備にかなりの負担を求められることが予想され、今回の調査で最も可能性の高い分野と考えられる。

### (2) A社

#### ① 道路整備事業

#### ② 山火事防止事業

山火事は乾燥した夏期を中心に多発しており、山火事の防止、消火は企業の山林管理の重要課題となっている。各社とも夏期になると消防隊を編成しているが、小規模であることから初期消火を行う程度にとどまっている。特に同社の場合には、植林面積が広いことから関心が高く、夏期に6小隊の消防隊を編成している。消火活動においては、森林公社（CONAF）が重要な役割を果たしているが、消火地域が広範であることや装備・人員が不十分であることから、他の林業関係企業と協力して消火に当たったり、大手企業に消火を委託する場合が多い。

また、CONAFから機材の提供を求められる場合もあり、これら行政府からの要請に基づき消防事業にかかる施設・機材等を整備する場合には、関連インフラ整備事業と

して取り組むことが可能であろう。ただし、その場合、消防事業を管理する組織の実施能力があることが前提となる。

### ③ ユーカリの優良個体の育種

現在、ユーカリの品種のうちニーテンスとグロビュレスの優良系統を選別している。当社が事業を行っている第X州は、第Ⅷ、第Ⅸ州の南に位置していることからこれらⅡ州に比べて冷涼な気候である。ユーカリには多数の種類があるが、このうち最もパルプ特性に優れているのがグロビュレスであるが、寒さに弱いという欠点がある。このため、パルプ特性は劣るものの耐冷性の高いニーテンスを標高の高い土地や冷害が予想される地形に造林している。

こうしたことから、パルプ特性に優れたグロビュレスと耐冷性の高いニーテンスの特性を兼ね備えた個体を育成する計画であり、将来的にはクローン培養を念頭においているが、試験研究が実験室段階にとどまらず、育苗方法、植栽方法、保育方法まで含まれるのであれば、第X州に適応したユーカリ樹種の開発試験事業として取り組んでいく可能性がある。

## (3) B社

### ① ニャディ（排水不良地）土壌における試験造林

ニャディ土壌は第X州を中心に広がっているが、A社の場合、ニャディ土壌における試験造林の結果が思わしくないとの結論に達しつつあることやニャディが森林面積の一部であること等から、ニャディへの造林は行わない方向で検討されているという。

しかしながら、同社の場合には、造林面積の大部分がニャディであり避けて通れないこと、現在天然林資源を豊富に所有しているものの日本向けのチップにはユーカリが求められていることなどから、ニャディ土壌における造林に関心を持って試験造林を行っている。従って、対象樹種の拡大、施業地の耕運方法、植栽方法、保育方法等を工夫することにより、試験事業としての可能性が高いと思慮される。

## (4) C社

### ① OSB工場への環境保全型造林

1998年にOSB（Oriented Strand Board；配向性ストランドボード）工場を建設する予定とのことであり、緑化の規模や資金需要の規模にもよるが、環境保全型造林事業として取り組む可能性がある。

## (5) D社

### ① 道路整備事業

### ② 農耕放棄等粗悪地における造林

当社は、第Ⅸ州の内陸部の農耕放棄地にも造林を行っている。海岸山脈とアンデス山脈に挟まれた内陸部は、夏期に特に乾燥することに加えて、かつて農耕放牧地であった



土地は堅く踏み固められていることなどから、一部に生存率や成長が悪い地区がある。将来、本地区における成長が依然として良くなく、その改良を本格的に行う場合には、試験事業として取り組む可能性がある。

③ 天然林再生事業

小規模ではあるものの、郷土樹種による造林技術（天然林再生のための造林技術）の試験や郷土樹種の保存などが行われている。依然として天然林木を原料としたチップ製造が盛んに行われ、その輸出先の大半が日本であることや自然・環境問題に対する関心の高まり等に鑑みれば、こうした取り組みは貴重なものといえよう。

現在の援助や融資のスキームで取り組むことは困難であろうが、民間企業によるこうした社会貢献型造林を支援する方策を検討していく必要がある。

(6) E社

① 道路整備事業



## I. 調査の目的と概要

### 1. 目 的

チリ国は、1974年に林地の私有権と免税・補助金を内容とする林業振興法、また内資と外資を差別せず制限分やもなく利益の対外送金が自由であることを内容とする外資法が制定され、林業と外資に係る法的整備がなされた。その後、林業・外資とも順調伸びを示している。

以上の林業・投資環境を背景に本邦企業が、1990年前後より植林とチップ製造を目的に進出している。今後造林に係る試験事業、または本格事業に係る関連施設整備事業においてJICA融資の実施の可能性が見込めることから、投資環境・林業林産業・本邦企業の活動状況を調査の上、開発協力事業実施の可能性を検討することを本調査の目的とする。

### 2. 調査団の構成

総括・協力計画	梶鳥 達也	農林水産省経済局国際協力計画課課長補佐
協力政策	黒木 順	外務省経済協力局開発協力課
開発投融資	上條 哲也	国際協力事業団林業技術協力投融資課

### 3. 調査の日程

平成8年2月11日(日)～同年2月26日(月) (16日間)

詳細は別紙のとおり。

チリ国林業開発協力基礎一次調査団日程

月日	曜日	調査日程	宿泊地
2/11	日	12:00 JL-006便にて成田発 10:15 ニューヨーク着 16:50 LA-149便にてニューヨーク発	機中
2/12	月	07:15 サンチャゴ着 13:00 JICA事務所長主催昼食会 16:00 JETRO訪問	Hotel San Francisco Kempinski (Santiago) Tel:2-6393832,Fax:6397826
2/13	火	10:00 CONAF訪問 12:00 INFOR訪問 15:00 CORMA訪問 16:30 Foreign Investment Committee訪問 20:00 日本大使館主催夕食会	サンチャゴ 同上
2/14	水	09:30 住友商事(中谷氏)訪問 11:00 伊藤忠商事(萩原氏)訪問 16:05 LA-045便にてサンチャゴ発 18:30 オソルノ着	オソルノ,ガルシア・ウル タド・ア・メンドサ TEL:64-23-7111 FAX:64-23-7115
2/15	木	09:10 Forestal Anchile社事務所訪問 10:30 Anchile社山林視察 15:00 苗畑・工場建設予定地視察	プエルト・パラス カバニャス・デル・ラゴ TEL:65-23-2291 FAX:23-2707
2/16	金	09:40 プエルト・モント港視察 11:10 フォレストアル・サン・ホセ社チップ工場視察 14:40 カルプコ港視察 15:30 フォレストアル・サン・ホセ社伐採現場視察	プエルト・モント ピセンテ・ベレス・ロサレス TEL:65-25-2571 FAX:65-25-5473
2/17	土	09:00 アルタ862便にてプエルト・モント発 11:25 コンセプション着	Hotel Araucano (Concepcion) Tel:41-230606Fax:41-230690
2/18	日	資料整理	Concepcion (同上)
2/19	月	08:45 Forestal Tierra Chilena社訪問 10:00 Volterra社訪問 11:30 Volterra苗畑視察 13:00 F.T.C.苗畑視察 14:15 F.T.C.天然樹種植栽地視察 15:30 PUCHOCO港湾視察 17:00 ASTEXチップ工場視察	Hotel Nahuelbuta (Canete) Tel: 041-611073 Fax 無し
2/20	火	09:00 Volterra社植林地視察(終日)	カネテ 宿舎同上
2/21	水	09:00 F.T.C.社植林地視察(終日)	Hotel Araucano (Concepcion)
2/22	木	15:00 UC-006便にてコンセプション発 15:55 サンチャゴ着	Hotel San Francisco Kempinski (Santiago)
2/23	金	10:00 日本大使館報告 11:30 JICA事務所報告 22:30 LA-142便にてサンチャゴ発	機中
2/24	土	08:40 ニューヨーク着	ニューヨーク
2/25	日	12:10 JL-005便にてニューヨーク発	機中
2/26	月	16:15 成田着	

#### 4. 面談者リスト

日本貿易振興会サンチャゴ事務所 太田精一 所長  
Av. Andres Bello 2777- Piso 27- OF. 2703, Providencia, Santiago, TEL: 2033406, FAX: 2033140

Corporacion Nacional Forestal Jose Antonio Prado Donoso, Director Ejecutivo  
Av. Bulnes 285 - Oficina 501, Santiago, TEL: 6722724, 6986373, FAX: 6715881

Instituto Forestal (INFOR) Rene Saa Vidal, Director Ejecutivo  
Veronica Loewe M., Sub-Director Ejecutivo  
Rolando Bennewitz B., Jefe Div. Ordenacion Forestal e  
Inventario  
Huerfano 554, Casilla 3085, Santiago, TEL: 6930721, FAX: 6381286

Corporacion Chilena de Madera Maria Teresa Arana S., Jefe Area Estudio  
Agustinas 814 - Of. 407, Santiago, TEL: 6335728, FAX: 6397485

Foreign Investment Committee Eduardo Moyano, Executive Vice President  
Teatinos 120 - 10th Floor, Santiago, TEL: 6983246, FAX: 6989476

Sumitomo Corporation Ltda. Kazuichi Nakaya, Gerente de Productos Generales  
Av. Apoquindo 3200, 3er Piso, Santiago

Itochu Corporation Ltda. Kunihiro Yamaguchi, Gerente General  
Isamu Hagiwara, Gerente de Pecuario  
Av. El Bosque Sur 130 -Piso 10, Santiago, TEL: 2031160, FAX: 2031161

Forestal Anchile Ltda Kiyoshi Tanimura, Gerente General  
Masakazu Keyaki, Sub-Gerente Planificacion  
Avda. Juan Mackenna 1673, Osorno, TEL: (64)238445, FAX: (64)238448

Forestal San Jose S. A. Juan Stolzenbach Fahner, Gerente de Produccion  
San Martin 200-Of.2, Puerto Montt, TEL: 257104, FAX: 257760

Forestal Tierra Chilena Ltda. Akira Ishihara, Sub-Gerente General  
Tadayoshi Shimofusa, Asesor  
Takashi Yamaguchi  
O'Higgins 1695, Concepcion, TEL: 206 3999, FAX: 206 4023

Volterra S. A. Ryuichi Muro, Gerente General  
Eiji Goto, Gerente de Adm. y Finanzas  
Tetsuya Inoue, Gerente Forestal  
Satoshi Onodera  
Ejercito 399, Concepcion, TEL: 041-244300, FAX: 041-259541

ASTEX (Astillas Exportaciones Ltda.) Shigetaka Kato, Gerente Comercial  
Adolfo Ishihara, Gerente Planta  
Akinori Kishi, Asistente de la Gerencia de Planta  
Av. Apoquindo 4499-Piso 13, Casilla 2075, Santiago, TEL: 2063975, FAX: 2064023

日本大使館

進藤金日子、二等書記官

JICA CHILE OFFICE

田代彰三、所長  
山田真美、職員

Av. Andres Bello 2777, Piso 27, of 2701, Las Condes, Santiago TEL: 2033095 FAX: 2033094

## II. 投資環境

### 1. 政治動向

1970年に誕生したアジェンダ政権は、議会制のもとでの社会主義の実現を目指したが、1973年9月、クーデターにより成立したピノチェット政権は強権的な政策を断行し、軍による左派系政治活動家への拷問・殺害等の深刻な人権侵害問題を引き起こした。その一方で、経済官僚を登用し、自由開放主義的経済運営を進めて経済の再建と成長に成功し、国民の支持も獲得した。しかし、1981年半ば世界的不況とラ米金融危機によるチリ経済の悪化により国民の不満は民主化要求とも結びつき、近隣諸国の民政移管など国際動向も相俟って、民主化の趨勢は不可逆的になった。

1988年10月、ピノチェット軍事政権は国民信任投票で敗北。不支持が54%を占めた。1989年12月、19年ぶりの大統領選挙が実施され、1990年3月、エイルウィン政権が誕生し16年ぶりの民政移管が実施された。同政権は、人権侵害被害者への補償法を公布し人権問題に対処。社会政策を重視し、税制改正の他、総額23.5億ドルに上る社会資本投資計画を実施。

1993年12月、大統領選挙で与党のフレイが当選し、1994年3月、正式に大統領に就任。エイルウィン政権のもとで実現した経済発展を定着させることを主眼として、生産性向上、貧困対策、環境、地方対策等を重点項目に掲げ、国民の生活向上を目指す政策を意欲的に実施しようとしている。

### 2. 経済概況

#### 2-1. 一般動向

1970年代後半から順調な回復ぶりを示したチリ経済も、80年代前半には世界不況の影響により貿易収支の悪化、国内生産力の減少等に見舞われ、特に82年、83年の経済成長率はそれぞれ▲14.1%、▲0.7%を記録した。しかし、84年以降は世銀の構造調整ローンの受け入れ、金融引き締め、輸出と貯蓄・投資の促進等の努力が功を奏し、加えて原油価格の下落、国際金利の低下、銅価格の高騰といった外的条件の好転に支えられて、85～89年のGDPは、年平均6%台の増となり、着実な回復基調に乗った。但し民主政権一年目の90年には、インフレの昂進(27.3%)と成長率の鈍化(3.3%)がみられたが、91年には、それぞれ18.7%、7.3%に好転、92年も安定成長が続きインフレは12.7%、GDPは11.0%の高成長を遂げた。92年後半からの相次ぐ金融引き締め策や銅価格の低下等により景気は調整局面となり、93年の成長率は6.3%となった。94年は、銅等の主要輸出品価格の上昇による好調な輸出に支えられ、GDPは4.2%を維持し、インフレ率は8.9%と81年以来、初の一桁台を達成。

#### 2-2. 財政政策

財政規模の縮小と均衡化により80年初頭には黒字に転じた財政収支は、その後収入の伸び悩み等で1986年に赤字になったが、87年以降は間接税が大幅に伸び、財政赤字も減っている。国内総生産に対する財政黒字額の比率は経済の国内的均衡を実現するために政府貯蓄の増加が行われたこともあり、92年以降は2%台で推移している。

### 2-3. 国際収支

チリは金利支払、運賃・保険料の支払い超過により貿易外収支は恒常的に赤字で、外国資本の流入による資本収支の黒字が恒常的な経常収支の赤字を相殺するパターンとなっている。貿易収支は、93年は輸出不振から赤字となったが、94年は主要輸出品の国際価格の上昇による好調な輸出に支えられ黒字となった。一方、経常収支も対外債務の利払いのため赤字が続いている。他方、民間資本、外国投資の増大に支えられて総合収支の黒字幅はとみに拡大し、外貨準備高も94年末には135億ドルを越え順調に伸びている。

### 2-4. 対外債務

80年代に入り、米州開発銀行など国際金融機関による積極的な融資によって対外債務は急増し、1986年にはピーク（195億ドル）を記録し、世銀による「重債務国」の一つに数えられていた。政府の債務抑制策の推進により、債務の伸び率は減少し、1991年の対外債務増加は179億ドルとなったが、92年以降は民間セクターの債務が増加し、94年末の対外債務残高は216億ドルとなっている。



チリ経済の主要統計

1. 主要経済指標

	1991	1992	1993	1994
実質GDP(%)	7.3	11.0	6.3	4.2
対外債務(百万ドル)	16,364.0	18,242.0	19,186.0	21,598.0
外貨準備(百万ドル)	6,640.5	9,009.2	9,758.6	13,466.5
消費者物価上昇率(%)	18.7	12.7	12.2	8.9
卸売物価上昇率(%)	16.5	8.9	6.7	7.8
失業率(%)	6.5	4.9	4.6	5.9

出所：チリ投資ガイドブック（日智商工会議所；95. 9）

2. 国際収支

（単位：百万ドル）

	1991	1992	1993	1994
経常収支	111	▲699	▲2,098	▲753
貿易収支	1,588	771	▲982	660
輸出(FOB)	8,941	10,008	9,199	11,539
輸入(FOB)	▲7,353	▲9,237	▲10,181	▲10,879
貿易外収支	▲1,817	▲1,901	▲1,500	▲1,753
非金融サービス	▲8	▲41	3	19
金融サービス	▲1,809	▲1,860	▲1,503	▲1,772
移転収支	340	431	384	340
資本収支	829	2,883	2,770	4,518
誤差脱漏	297	315	▲94	▲571
総合収支	1,237	2,499	578	3,194

出所：チリ投資ガイドブック（日智商工会議所；95. 9）

### 3. 外資政策

チリに外国より投資し、その元本及び利益の対外送金の権利を確保するには、

①外国投資法（法令第600号）、②中銀外国為替規則第14条のいずれかに準拠しなければならない。

#### ① 外国投資法（法令第600号）に基づく投資

外国投資法（法令第600号）は1974年に制定され、1977年の法令1748号により抜本的改正がなされたが、法令番号600号が引き続き使われ、その後数次の改正を経て今日に至っている。

##### (イ) 特色

チリの外資法は他の中南米諸国と比し、非常にリベラルな内容となっている。

- ・外資を国内資本と差別しない。
- ・投資分野の制限がない。
- ・投資比率に制限がなく、外資100%も可能。
- ・利益の対外送金が自由。
- ・資本の償還送金が出資から1年経過後は自由。
- ・投資に占める資本の比率を30%以上とする（融資比率は70%以下）

##### (ロ) 申請手続き

法令600号に準拠する外国投資家は、外資委員会に申請書を提出し、同委員会と契約を締結した時点で投資が可能となる。最低資本金は2万5000ドルで、外資委員会との契約締結後通常3年以内に資本導入を実行しなければならない。申請書には出資形態の明記が求められているが、出資形態として認められているのは；

- ・自由交換性を有する外国通貨
- ・無為替輸入される機械・資材
- ・資本化可能な技術
- ・外貨建対外債務の資本化
- ・対外送金の権利を有する利潤の資本化

##### (ハ) 税制上の優遇措置

内・外資を区別せず、共に平等に扱うことを原則としている。したがって以下の税制上の優遇措置は、国内投資家をも対象としている。なお、基本的な優遇措置は最終的には外資委員会との交渉で決められるので、適用を求める企業は同委員会に申請する必要がある。税制上の優遇措置は、特定地域に対するものと特定業種に対するものとに大別されていたが、88年以降特定地域に対するもの（所得税の10%免税措置）は廃止された。但し、イケーキフリーゾーンから第I州及びプンタ・アレーナスフリーゾーンから第VII

州への販売については、I V A（付加価値税）が免除されるが、C I F 価格に対して6%の特別税が課せられる。

なお、所得税について外資法（法令600号）適用企業は、一般税率のほか操業開始後10年間（5,000万ドル以上の投資の場合は20年間）課税率が変わらない固定税率と、固定税率に追加変動率を加える方式を選択できる（外資法第7条）。

《特定業種に対する税制上の優遇措置》

- ・森林開発
- ・石油事業
- ・原子力事業
- ・沿岸取引

## ② 中銀外国為替規則第14条に基づく投資

外国投資を外為規則第14条に則り、承認された銀行・両替商を通じ中銀に事前登録する事により実行することもできる。

- ・外貨による出資の場合に限られ、現物出資は不可。
- ・投資額は1万ドル（1万ドル相当外貨）以上であること。
- ・中銀への登録後直ちに投資を実行しなければならない。法令600号に基づく投資の如く、投資実行後期限を設けることはできない。
- ・利益の配当は初年度から行う事ができるが資本の償還送金は1年経過以降可能。
- ・法人所得税率はチリ企業に適用される一般税率が適用される。

外為規則第14条に則る投資は、法令600号に比べて手続きが極めて簡単である。しかし、法令600号の場合は、外国投資家の権利が外資委員会（チリ国を代表）との契約で守られているのに対し、外為規則14条の場合は、チリ中銀の発行する「資本投資証明書」によって資本・利益の送金が保証されているのみであり法令600号の場合ほど法的基盤が強固ではない（即ち、外為規則の変更により各種条件が変更される可能性ありあり）。

## ③ 中銀外為規則第19条に基づく投資

いわゆるDEBT EQUITY SWAPを利用し外資の導入を図る目的としたものであり1985年に制定されたが、中銀は1995年8月7日付官報公布をもって廃止した。但し、19条の適用を受け8月7日以前に投資したものについては当該事項に定められた権利が保証されるが、資本及び収益の最低償還期限については適用除外となり、制限を受けない。

準拠法規別比較表

準拠法規	外資法 (法令600号)	外国為替規則第14条	外為規則第19条
進出形態	株式会社、有限会社支店	株式会社、有限会社支店	1995年8月7日官報公布をもって廃止
最低投資額	US \$ 25,000 現物出資も可	US \$ 10,000	
当局の承認	外資委員会の認可 (事業計画を添付の上申請)	中銀への事前登録	
申請から承認までの期間	最低15日	3営業日	
資本の償還送金 利益配当送金 投資外貨のペソ 転	1年経過後 初年度より可 ペソ転義務有 (即日外貨買い戻し可)	1年経過後 初年度より可 ペソ転義務有 (即日外貨買い戻し可)	常時可能 常時可能 ペソで導入
法人所得税	10年間42%の固定税率 適用を選択可	通常の税率を適用 (税法改正に伴う)	通常の税率を適用 (税法改正に伴う)
その他	外資法により保護される	規則改正により各種 条件の変更もあり得る	規則改正により各種 条件の変更もあり得る

出所：チリ投資ガイドブック（日智商工会議所；95.9）

#### 4. 外資受入状況

##### (1) 94年の外資受入状況

94年のチリ経済は前半まで景気が停滞気味であったが、世界景気の回復にともない銅をはじめとする主要輸出品の価格が上昇し、後半には景気の立ち直りが見られた。インフレも94年8月頃から目に見えて沈静化し、フレイ政権発足当時の目標であった一桁台の8.9%に押さえ込むことができた。実質経済成長率もやや低めではあったが、4.2%を確保した。

94年のチリの外国直接投資（外資法600号による）は、承認ベースで59億111万ドルと前年比171.8%増加した。外国直接投資の急増は、鉱業部門が、前年の5億4601万ドルから一挙に39億1615万ドルと7倍を越える伸びを示したことによる。93年の鉱業部門投資はサービス業に次いで第2位で、全投資額の25.1%と低迷していたが、94年は首位の座に返り咲きシェアも66.4%を占めるに至った。鉱業に次いで投資額の多かった業種はサービス業（シェア18.1%）、製造業（同7.8%）、エネルギー（同3.8%）、農・牧畜業（同1.7%）の順となっており、製造業投資を除いて順調な伸びを示した。

国別では、米国が前年比378.7%増の43億2130万ドルで外国直接投資総額の73.2%のシェアを占め第1位を堅持した。第2位は、カナダ（6億7260万ドル）で前年比88.2%増と

なっているが、米国からの投資受入額が急増したため全投資額に占めるシェアは前年の16.5%から11.4%に減少した。3位は南アフリカ(2億170万ドル)で、前年比15倍の伸びとなった。次いで、英国(1億4100万ドル)、アルゼンチン(8,030万ドル)の順となっている。

実行ベースでの94年のチリへの外国直接投資は、45億6850万ドルと93年の実績を66.1%上回り、2年連続して最高記録を更新している。内訳は外資法600号による直接投資25億1790万ドル(全投資額の55.1%)、ADRによる証券投資16億4350万ドル(同36.0%)、その他投資4億710万ドル(同8.9%)となっている。外資法600号による直接投資は前年比45.9%増と大幅に伸びたがADRによる投資はそれをはるかに上回り100.0%の伸びを示した。

(2) 95年の投資受入状況(数値は以下、推定値もしくは暫定値)

経済調整期を終了したチリ経済は、95年に入って本格的に回復し、輸出、内需ともに好調に推移している。インフレ抑制経済成長を目指しており、中央銀行は95年のGDP成長率を当初見込みの6.5%から8.0%へと上方修正した。インフレは5~6%台を目標としている。

95年のチリの外国直接投資(外資法600号による)は、承認ベースで59億6,245万ドルと前年比1.0%増となっており、94年ほどの勢いは見られないが依然高い水準を維持している。業種別では木材、魚粉など主要輸出品の国際価格の上昇を反映し林業(前年比807.8%)、水産・養殖業(同14.8%)、更には好景気による内需の伸びを反映しエネルギー(同149.0%)が急増した。とはいえ、鉱業部門への投資は依然として高水準を維持しており、62.9%と圧倒的な比率を占めている。鉱業に次いで、サービス業(8億3312万ドル)、製造業(6億1025万ドル)の順となっている。

国別では、カナダ(20億1360万ドル)と南アフリカ(15億ドル)がコジャワシ銅山開発の承認を得たことによりそれぞれ1、2位をしめている。第3位は米国で11億1450万ドルと直接投資総額に占めるシェアは18.7%と低下した。次いでケイマン諸島(3億5480万ドル)、フィンランド(2億5500万ドル)の順となっている。

実行ベースでの95年のチリへの外国直接投資は、43億1710万ドルと前年比▲5.5%となっている。内訳は、外資法600号による直接投資が30億2140万ドルと前年比20.0%の伸びを示し、投資総額の70.0%を占めている。ADRによる証券投資は前年比▲46.1%の8億8610万ドルで、投資総額に占めるシェアも20.5%に減少した。

ADRによる証券投資は、ここ数年来急激な伸びを示し、94年には実行ベースでの外国投資総額の36%を占めるに至ったが、95年になって減少し始めた。メキシコ通貨危機による中南米企業の米国預託証券の下落、チリ企業株の過大評価に加えて95年7月、中銀が発表した外国為替変更に伴う強制預託金制度の拡大も減少に拍車をかけることになった。チ

り政府は一貫して、長期の直接投資を奨励して、投機目当ての短期資本の流入を避けてきたが、国内金利が国際金利よりも高いチリ資本市場は、外国投資家の関心を集め外国からの資本の流入が増加した。

95年6月中銀は輸入代金回収義務及びペソ転換義務を廃止した。また同月アニナット蔵相は民間年金会社、保険会社の対外投資制限の緩和を発表した。更に中銀は、7月強制預託金制度の拡大及び銀行の対外投資規制の緩和を実施し、8月には対外債務のチリ国内における資本化を取り決めた外為規則第19条を廃止し短期資本の流入を防止している。

#### 〈強制預託金制度（ENCAJE制度）〉

中銀外為規則（第1編第3章A第6条）の有事規則として91年6月に公布。その後数回の修正を経て現在は以下の通りとなっている。

- ① 外貨建対外借入、預金及び純投資（有価証券、動産、不動産等）の目的でチリ国内に持ち込まれた資金に対し30%相当額の強制預託（ENCAJE）を1年間無利子で課す。  
 実施方法としては：A. ドル建の預託を1年間中銀に行う（無利子）  
 B. 対外借入額の30%相当額の中銀手形（ペソ建、1年）を購入し即日割引を行う（割引率は1年LIBOR+4.0）

但し、外為法600号を使った外国投資の資本金に対しては、この制度は適用されない。

- ② 銀行については上記とは別に、外貨預金残高に対し30%の預金準備を課す。

#### 外国投資受入れの推移（実行ベース）

（単位：100万ドル）

	外資法600号	外為規則第14条	ADR	合計
1993	1,725.4	204.2	821.6	2,751.2
1994	2,517.9	407.1	1,643.5	4,568.5
1995	3,021.4	409.6	886.1	4,317.1

出所：外資委員会

直接投資受入れの推移 (外資法600号)

(単位：1000ドル)

	93年	94年	95年
承認ベース	2,171,362	5,901,111	5,962,447
実行ベース	1,725,402	2,517,866	3,021,388

出所：外資委員会

国・業種別直接投資累計額 (外資法600号)

(単位：100万ドル)

国	承認ベース	実行ベース	業種	承認ベース	実行ベース
米 国	15,490.7	6,212.2	鉱 業	23,054.4	8,744.0
カナダ	6,503.2	2,084.6	サービス業	6,587.1	3,526.4
南7カカ	2,097.4	460.8	製造業	3,665.2	2,371.1
イギリス	1,755.2	894.9	建設業	428.9	303.3
747777	1,302.4	794.8	エネルギー	829.0	67.7
オーストラリア	1,284.0	581.7	農牧業	293.9	161.9
スペイン	938.1	790.5	運 輸	244.0	105.8
日 本	914.0	512.1	水 産	194.3	127.5
その他	5,221.2	3,215.3	林 業	209.4	139.2
合 計	35,506.2	15,546.9	合 計	35,506.2	15,546.9

[注]74年1月から95年12月までの数値

出所：外資委員会

### Ⅲ. 林業・林産業

#### 1. 林業政策と行政組織

##### 1-1. チリ国の林業関係行政組織

###### (1) CONAF (森林公社)

同国の林業行政の中心となっているのは、森林公社 (CONAF: Corporacion Nacional Forestal) である。CONAFは、農業省に4つある外局のうちの1つであり、チリ国全土の林地の開発、改良、保全等の管理・指導を行っている (図3-1)。

1996年2月までのCONAFにおける主要部局は、技術局、財務・総務局、営林局からなり、このうち、実際の業務を担当する技術局は、森林管理部、森林経営開発部、山火事消防部、自然保護部の4部からなっている (図3-2)。

森林管理部では、森林の伐採、造林等の計画の審査・認可を通じて森林管理を行っており、森林経営開発部では、森林管理の基礎となる森林施業技術や病害虫防除の調査研究、荒廃林地や河川流域の水、土壌、植生等の天然資源の保全・有効利用を図るための「流域管理プログラム」を行っている。また、山火事消防部では、独自の消防部隊を持ち消火にあたるとともに、民間企業の消防組織と連携しつつ、山火事の予防・消防を指揮・指導している。ちなみに、チリ国では日本の消防庁にあたる組織はなく、民間で組織された消防団が消火にあっている。自然保護部では、全国32か所の国立公園、自然保護区(43か所)、史跡景勝地 (12か所) の管理や野生動植物の保護を担当している。

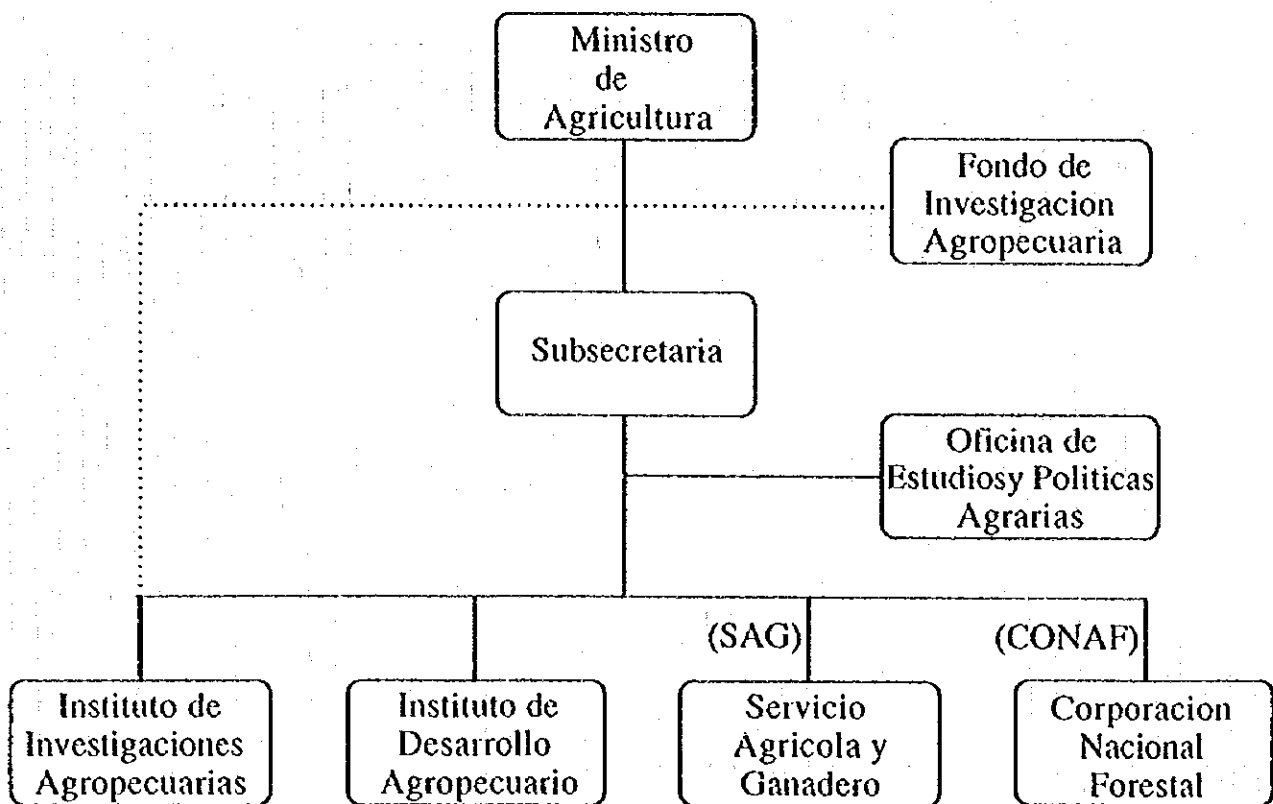


図3-1 チリ国農業組織図



また、CONAFには、日本の営林局に相当する州局が各州（首都圏州および12州）に設けられており、さらに、営林署に相当する地方事務所が43か所に設置されている。

職員数は、本庁約250人、支庁約1,300人をあわせて約1,600人（秘書を含む）となっており、うち技術者が700人を占めている。支庁のうち、林業の中心となっているV州からX州については、全体の1/3にあたる560人程度が配置されており、同地域が重視されているといえる。

なお、CONAFでは、調査団がチリ国を訪問した直前の96年2月8日に大幅な組織改正が行われた（図3-3）。

この組織改正では技術局の改編が中心となっており、CONAFの説明では、各部局に技術部門と計画部門が混在していたものを分離するためのものであるとのことであった。このため、従来の財務総務局および営林局の組織は基本的には変わらず、新たに、林業振興・開発局を新設し、当局の下に森林経理部、社会林業経営部、プロジェクト・プログラム部の3部を設けている。

また、将来的には、国立公園等の管理、山火事の予防・消火、育種・病虫害防除の3部門については、民営化の方向にあり、それに備えるために、上記3部門を業務局として分離している。民営化とはいえ、例えば国立公園については、現在国有地となっている国立公園（森林面積の1%程度）を民間に払い下げるというのではなく、それぞれの公園の維持・管理業務を民営化し、CONAFの自然遺産管理室ではこれらを統括管理することを予定しているという。

## (2) その他の関係機関

CONAF以外の政府系機関としては、林業研究所（INFOR: Instituto Forestal）がある。INFORは、産業振興公社（CORFO: Corporacion de Fomento de la Produccion）の傘下に属し、約150人の研究員を擁して、民間林産業の発展に寄与する調査・研究を行なうとともに、CONAFなどの関係諸機関の協力のもとに、BI Sector Forestal en Chile、Exportaciones Forestales Chilenas等の各種林業関連統計を整備・販売している。また、地方組織としては、サンチアゴ以外に4か所の事務所がある。

INFORでは、林業技術に関するほとんどの調査研究が、ある研究テーマの共同研究を民間企業に呼び掛け、関心を持った参加民間企業の費用負担を伴う形で行なわれている（民間企業の負担割合はケースバイケースである）。こうした手法は、少ない予算を民間企業の出資を得る形で大きくすることができるとともに、参加した民間企業の技術向上にもつながるといふ観点から行われている。このため、民間の産業振興や技術普及につながらない研究はINFORでは行われていない。例えば、現在民間企業と共同で、ニャディ（排水不良地）への造林研究、郷土樹種の一つであるレンガ種の造林研究、森林資源の遺伝子改良研究、新樹種の導入研究など幅広い研究が行われている。

なお、現在CORFOの傘下にある5つの研究機関（INFORもその1つ）全てについて、民営化に向けての組織改正が進められており、方向としては、①完全な民営化と②多くの自治権を持つとともに公共性をあわせ持った政策機関として残るという2つがあるという。INFORはこのうち政策機関として残る方向で検討されているが、いずれにしても、約1年後にはCORFOから独立した機関になることが予定されている。

ちなみに、INFORはCONAFとは組織上のつながりはないが、INFORの理事会のメンバーにCONAFの代表が含まれている。また、INFORはCORFOによる事業認定および予算の交付などを受けている。

このほか、CORFOの傘下にあり、地形、土壌、植生等天然資源の基礎情報を調査・分析する天然資源情報センター（CIREN：Centro de Informacion de Recursos Naturales）と野生動植物の保護の観点から農業省の農牧庁（SAG：Servicio Agricola y Ganadero、動植物検疫担当部署）の傘下にある天然資源保護局（DIPROREN：Divisione de Proteccion de Recursos Naturales）が、CONAFの森林・林業行政を側面から支援している。

また、林業関係の業界団体としてCORMA（Corporacion Chilena de la Madera）がある。CORMAは、林業部門の調和の取れた発展を目的とした非営利団体として1952年4月に設立された。植林、育種、製材、チップ、パルプ、輸出関係などの企業が会員となっており、現在会員企業は300社を超えている。チリ国内の企業のうち、パルプ・チップ関係は100%、製材関係60%、貿易関係95%、造林関係60%の企業が加盟しており、これら会員企業の輸出は、チリ国の木材関連輸出総額の80~85%を占めているという。サンチャゴ以外にも4つの地方事務所があり、研究、技術の普及、業界団体として林業政策への関与、PR活動などを行ってきている。

## 1-2. チリ国の林業政策

### (1) 森林法の制定

チリ国において組織的かつ本格的な造林事業が開始されたのは、1931年に森林法（法令4363号）が制定されてからである。この森林法は、土壌の流亡などにより侵食された農地への造林を促進するため、造林地に対して30年間免税することなどの優遇措置を盛り込んでいた。この優遇措置の導入によって造林面積は急速に拡大し、50年代半ばには、19万4000haのラジアタパインを中心とした人工林が造成された。ちなみに、現在主要樹種となっているラジアタパインは、1800年代にアメリカから導入されたものである。

しかし、1970年11月にアジェンデ政権が発足し、政治体制が計画経済に移行し、国内産業の国有化が行われたことから、人工造林の拡大は急速に縮小した。このため、70年代前半には造林ペースが急激に落ち込み、74年のラジアタパインの人工林面積は28万haとなり、この間の造林面積は、わずかに約9万haにとどまった。

他方、需要サイドについてみると、50年代の近代的な林産業としては、わずかに合板工場が3つと単板工場が1つあっただけである。また、これ以外の木材工業としては、日曜雑貨品製造業や小規模な家具工場などがサンチャゴ付近にわずかに点在していただけであり、これらの工場は、原料の供給をもっぱら天然林資源に頼っていた。このように、国内

の林産業が極めて初期的な段階にあったこと、さらに、海外市場に対して門戸が閉ざされていたこと等、木材市場そのものが極めて限定された小規模なものであったことも造林面積の拡大が停滞した理由の一つとなっている。

## (2) 土地所有の変化と問題点

1973年9月に軍事クーデターによって発足したピノチェット政権は、それまでのアジェンデ政権による計画経済政策を一転させ、国有地等の民間への払下げと私有財産権の確立を行ない、自由経済政策への転換を図った。林産業においても、3つのパルプ工場のうちまず2つを民間に払い下げるとともに、アジェンデ政権下においては人工造林事業のほとんどをCONAFが行っていたが、その国有人工林も76年までに段階的に民間企業に払い下げられた。

この国有林地の民間払下げが国有企業の払下げとほぼ同時に行われたことにより、一部民間企業への強度の土地集中がもたらされたといわれる。むしろ、国際競争力を高めるために土地の集中を意図的、政策的に推進したという面がある。さらに、国による私有林の管理状況の把握を容易にするために、林地の集中を推進したという側面もある。チリ国の林産業企業は、紙・パルプ業を中心として、多くの系列会社を所有しており、山林についても、複数の系列会社に森林管理および経営を行わせている。例えば、チリ国を代表する大企業のアラウコ社では、4つの山林会社に55万1000haの山林を管理させている。このうちラジアタパインは36万haにおよび、チリ国の全ラジアタパイン面積の3割近くを占めている。このように、チリ国の山林は寡占状態にあり、ラジアタパイン人工林と天然生産林の75%が10社の林業関係企業によって所有されているといわれている。

このような山林所有構造によって、新規参入林業関係企業が山林資源を取得することが困難になっており、近年その傾向はますます強まってきている。このため、新規参入企業の用地取得は、裸地造林や農地・牧草地の林地転換が中心となっており、外資系企業の参入もあって、主要林業地帯の土地価格が上昇しているほか、主要林地を大企業が抑えていることから、取得地が小口化・分散化し作業効率が落ちることなどから、新規参入企業の経営コストが上昇している。なお、現在、林産業が最も盛んな第Ⅷ州の土地価格は、成長率の低い内陸乾燥地帯で200~300ドル/ha、海岸山脈地帯で600~700ドル、優良地で1,000ドルといわれている。今回調査した日系企業においても、海岸山脈部における牧場価格は、2,500~3,800ドルであり、林地をその約1/3程度(800~1,200ドル)で取得しているとのことであった。

また、林地の大半が私有地となったことから、国立公園などの国有地がほとんどなく、環境への関心の高まりのなか、有効な天然林保護の政策を打ち出せないでいる。なお、林業関係の研究を行うにあたっては、国有地がないことから、民有地の借り上げや無償提供を受けて行わざるを得ない状況にあるという問題も指摘されている。

## (3) 林業振興法の制定

上述したように、ピノチェット政権は、国有地の民間への払下げと私有財産権の確立のほか、国有企業の民間への払下げを行なった。

こうしたなか、74年10月に20年の時限立法として林業振興法(法令701号)が制定され、CONAFが中心となって、林地の私有権を確立するとともに、林業施業適地の認定と造林振興政策が積極的に進められてきた。

この林業振興法においては、林業適地の認定と伐採・造林計画の申請には、林業技術者による調査と計画が必要とされているが、認定、許可された造林事業に対しては、CONAFの基準で算出した費用の75%が補助されるほか、造林地に対する課税を50%免除するという積極的な政策が取られた結果、民間企業による造林・植林がラジアタパインを中心に急速に拡大した。この結果、1994年末におけるラジアタパインの人工造林面積は137万6千ha、ユーカリの人工林面積は28万8千haにまで拡大した。

1989年までに林業適地として認定された面積は312万haにのぼり、このほか、57万haの造林助成および6,400haの砂丘地安定事業助成を行ってきた。また、政府による補助金支出額は、74年から91年までの間に1億2000万ドルに達し、対象事業別には、造林に74%、林地管理17%、枝打ち7%となっている。地域別には、人工造林地が多い第Ⅳ州が全体の44%を占めている。しかし、CONAFの基準で算出したコストと実際のコストとの間に差があり、補助金交付額は、実際の植林コストの30~50%にとどまっているという。

しかしながら最近では、増大するチップ需要に対応するための伐採・造林計画の申請が、特に南部の天然林地帯を中心に急増しているが、これらを審査する体制が十分でなく申請に対する処理が滞っていることから、無届けや認可外の伐採が行われるなどの問題が顕在化してきている。さらに、大規模な天然林から人工林への転換によって天然林が減少していることから、チリ国固有の自然環境を維持するとの観点から、天然林の保護の気運が高まった。

こうしたなか、法令701号による補助金制度が1994年に失効するのを受けて、「天然林の回復及び林業振興に関する法律案」（新林業振興法）が1993年に国会に提出された。この法案では、天然林施業地における天然更新を促すようなおだやかな伐採や植林などに対し、人口林における施業と同様の助成を行うこと（対象面積は約410万ha）、すでに原野状態になっている土地への人工林施業に対して引き続き助成すること（対象面積は約300万ha）などが盛り込まれていた。

#### (4) 法令701号の改正

しかしながら、林業関係業界は、天然林の伐採規制、天然林樹種による造林補助にあまりにも偏り過ぎており企業活動に支障をきたすおそれがあるとして同法案に強く反対したことから継続審議となっていた。こうしたなか、法令701号が95年末まで1年間延長されるとともに、96年3月に招集される予定の議会に、改めて改正701号を提出することとしている。（なお、チリ国の財政年度は暦年と同じく1~12月であり、96年については原則として法令701号が失効しているものの、補助金及び免税措置にかかる事項を除いて、森林管理に関する事項等についてはそのまま法令701号が適用されている状況にある。）

改正701号は、基本的には旧701号を15年間延長するものであるが、幾つかの点で旧法令とは異なっている。

- ① 大規模な産業造林に対する補助は打ち切られるが、200 ha以下で当該地に居住し林業のみで生活している小規模土地所有者に対する補助は継続され、補助率も90%に引き上げられる。
- ② 荒廃地（ニャディ、砂漠、砂丘等）に造林した場合には、その規模に関わらず、CONAF算出コストの75%を補助する。さらに、エロージョンのおそれがあるなどの脆弱な土地や45度以上の傾斜地への造林に対しては、同様にその規模に関係なく補助率を

90%とする。

- ③ 造林地に対する50%の免税措置は廃止する。この点については企業の反対が強く、CONAFにおいても、改正案の審議においては、免税措置が最大の争点になるとの認識であった。なお、林産業界の団体であるCORMAによると、やはりこの点が最大の問題としながらも、50%の免税措置は継続する方向で議会で審議されることになっているとのことであった（議会への根回しが行われたという意味か）。
- ④ CONAFおよびカビネーロ（警察）に対し、私有地への立入り調査権を与える。この点についても企業は反対しているが、一定の条件を付して認める方向といわれている。
- ⑤ なお、荒廃地等に対する造林については、法令上植栽樹種の制限はないものの、CONAFに提出する森林管理計画の審査なかで樹種を指導することもありうるという。この場合、補助金を受けないのであれば、指導を無視することができる（法的に問題はない）。
- ⑥ 基本的に、現況が森林でない土地に植林する場合には、補助の対象となるが、天然林を伐採した跡地への造林に対しては、補助は適用されない。

このように、旧法令701号が目指した造林および林産業の振興という初期の目的はほぼ達成されたとの認識の下、企業による大規模産業造林に対する補助を打ち切る一方で、植林が進まない荒廃地等における造林を促進することと、資金基盤が脆弱な零細・個人の造林に対して重点的に助成していくことを目的としている。

本法案については、CORMAとしては、零細林家の保護や荒廃地等への造林といった目的の達成は困難であると考えているほか、農業や牧畜業へと土地利用目的を変えていく可能性が高く造林は進まないとみているが、いずれにしても、課税免除に関する事項が解決すればCORMAとしても反対しないとしていることから、本年中に成立するものとみられている。

#### (5) 天然林伐採規制法案

また、法令701号の改正とは別に、天然林の伐採に対して課税することを旨とした天然林保護に関する法律が審議されている。同様の法案は1992年4月に一度提出されたが、あまりに天然林の保護に偏ったものとなっていたことから、企業を中心に多くが反対し廃案となった。

その後、1995年10月に修正された天然林保護法案が再度提出され、これが現在審議されている。

この法律案では、天然林を全く手を入れない保護区（Protection）、天然林の活性化のための施業を行うことができる保全区（Preservation）、造林のために伐採することができる伐採可能区（Production）の3種類に区分し、それぞれに異なった扱いを行うこととされている。CORMAとしては、保護区は現状維持、保全区については所有者への補償を行うことを条件に現在の1,400万haを拡大していくことは認めるとしている。伐採可能区については、線引きをどうするか、伐採可能区であってもどの程度伐採してよいのか、伐採後の造林方法など定義が難しく、現在議論が進められているところである。

また、伐採可能区において天然林を伐採する場合、当該地の1haごとに立木の価値を評価し課税するもので、その課税額は、CONAFの試算では、評価が高い場合は3,000ドル/ha程度、逆に荒廃地等の低い場合には300ドル/ha程度とかなりの開きがある。

この点につきCORMAでは、平均的な課税額はかなり高いとしている。

さらに、天然林を伐採する場合、当該地が森林適地とされた場合には造林しなければならないが、伐採後の植林（樹種の制限はない）およびその管理が良好な場合には税の一部還付が予定されている。農業適地として認定された場合には、土地利用目的を変更して農地にすることができる（もちろん造林することもできる）。

この法案に対してCORMAは、環境問題に対する関心の高まりなどもあって、天然林に関して何らかの規制が必要と考えており、保護すべき地域と開発することができる地域とを区分する規則の制定は業界にとってもメリットがあると考えている。

なお、こうした動向を踏まえてCONAFでは、天然林に関する施策の効率を高めるために、93年から南部、特に第Ⅶ州からⅧ州にかけての天然林の状況を詳しく調査すること、各天然林のタイプ毎に施業方法の研究開発を行うこと、森林管理体制を強化することなどを実施している。また、INFORにおいても、大規模天然林の管理方法の研究、小規模土地所有者の天然管理方法の研究、在米種であるレンガ種の育苗、二次林の管理方法などの研究が行われている。

#### (6) その他の林業関係行政

また、山火事の防止や消火も森林行政の重要な課題となっている。山火事は乾燥した夏期（乾期）を中心に年間5,000件以上発生し、重要な森林資源が毎年約5～9万ha消失しているという。このため、CONAFの重要な業務となっており、独自の消防組織を持って民有林を含めた山火事の防止、消火にあっているが、装備や人員が不十分であるという問題が指摘されている。これに加えて、森林資源の保護、環境保全という観点から、国立公園等自然保護地域の管理にもCONAFの多くの人員が割かれている。

このほか、首都サンチャゴ以北に広がる半乾燥地の丘陵地帯では、零細農民が粗放的農業を続けてきたために生産力が低下し、農業を続けることができなくなった農民が、土地を棄てて都市に流入するという問題が生じている。

このため、やはりCONAFが中心となって、これらの地域からの人口流入を抑制するとともに、地域の農業基盤の整備や生活環境の改善のために治山・緑化事業を進めている。

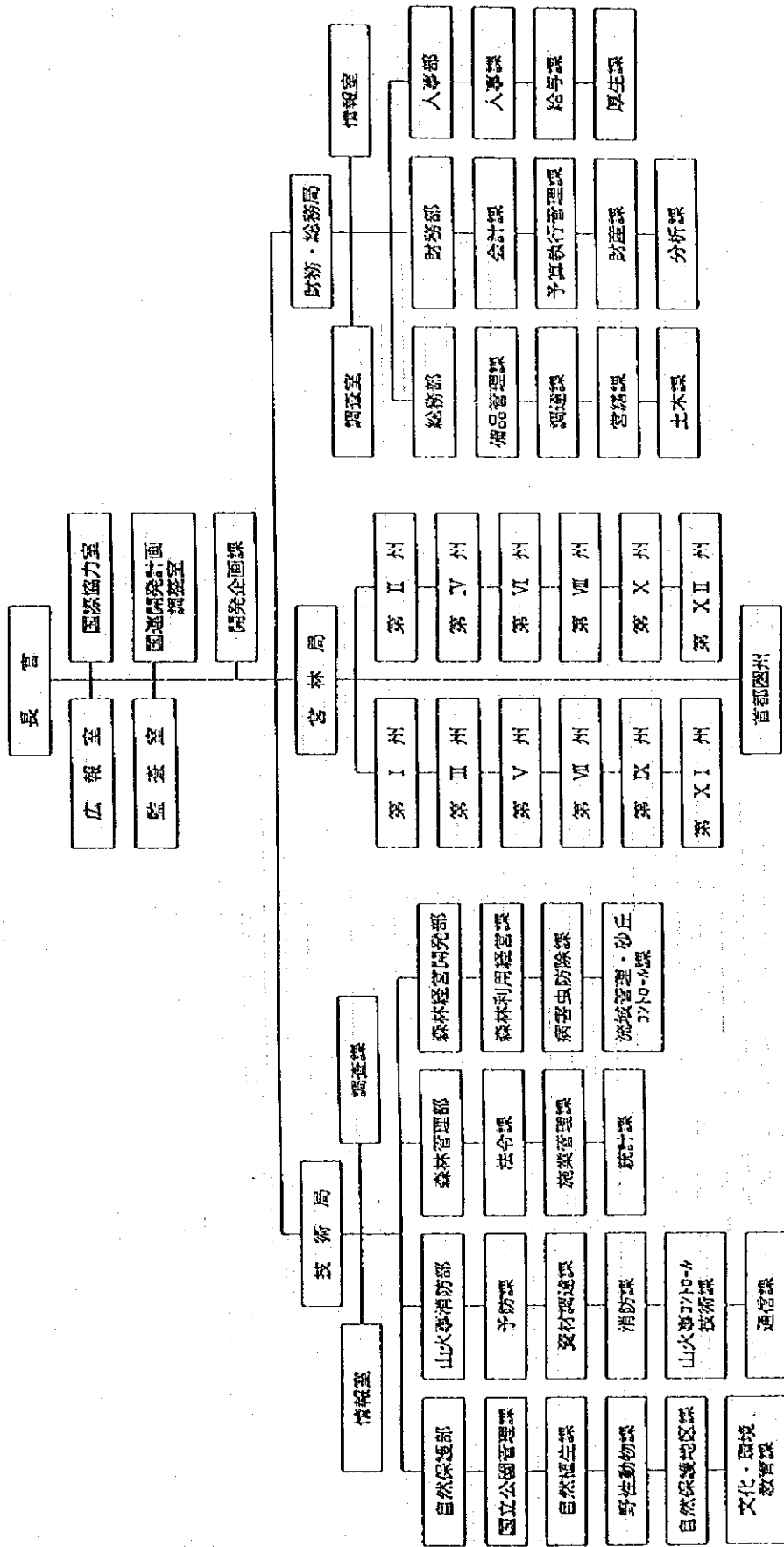


図3-1-2 チリ森林公社 (CONAF) 組織図 (旧)

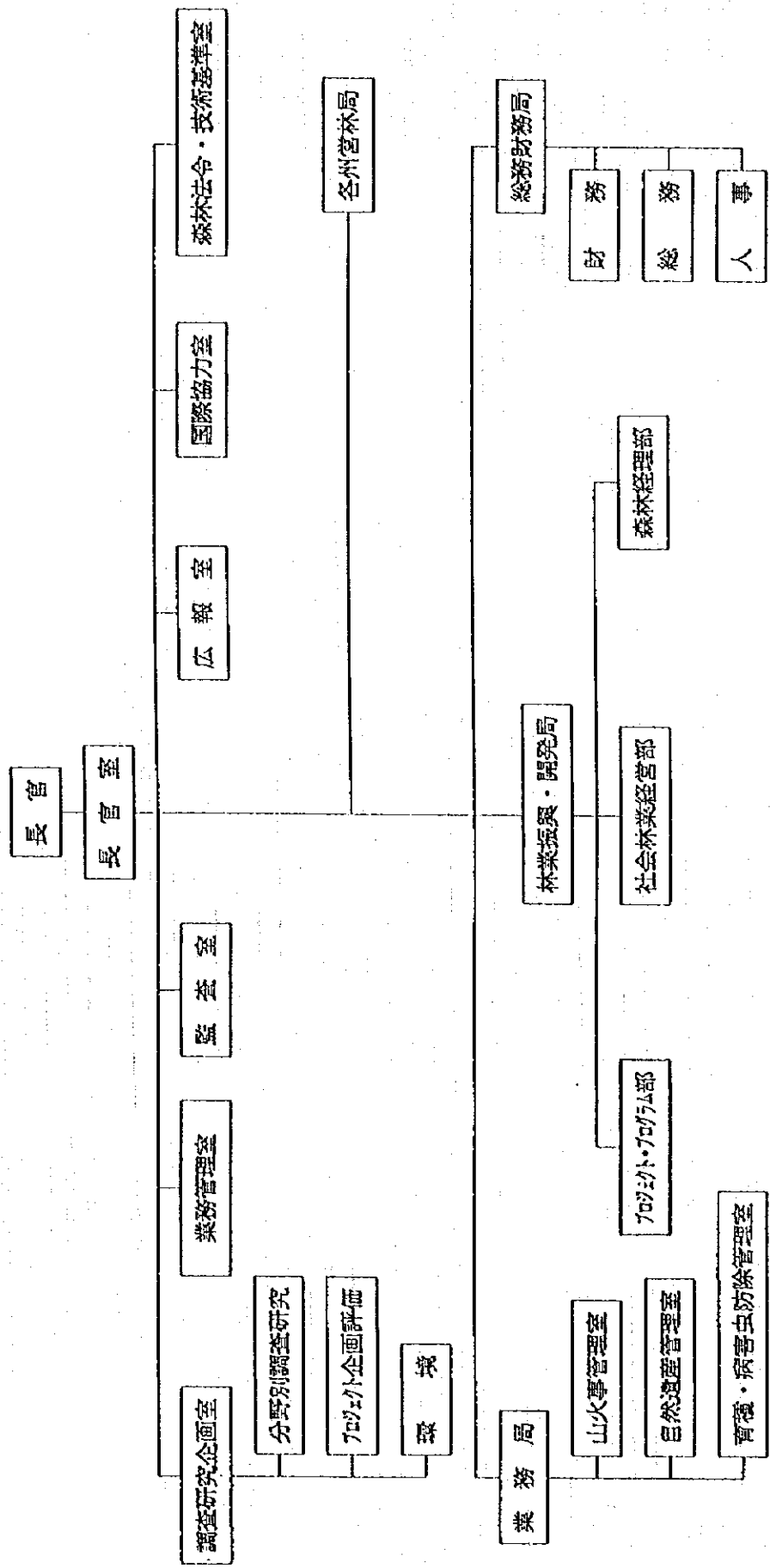


図3-1-3 チリ森林公社 (CONAF) 組織図 (新)



州名	県名
I TARAPCA	Arica Iquique
II ANTOFAGASTA	Tocopilla Antofagasta El Loa
III ATACAMA	Chañaral Copiapó Huasco
IV COQUIMBO	Elqui Limari Choapa
V ACONCAGUA	Valparaíso San Antonio Quillota Petorca San Felipe Los Andes Isia de Pascua
VI BERNARDO O' HIGGINS	Cachapoal Colchagua
VII MAULE	Curicó Talca Linares
VIII BIO BIO	Ñuble Concepción Arauco Bío Bío
IX DE LA ARAUCANIA	Malleco Cautín
X DE LOS LACOS	Valdivia Osorno Llanquihue Chilo
XI ASESN CARLOS IBAÑEZ DEL CAMPO	Aisén General Carrera Capitán Prat
XII MAGALLANES AND ANTARTICA CHILENA	Última Esperanza Magallanes Tierra del Fuego Antártica Chilena

図3-4 チリの行政区分

## 2. 林業の概要

### 2-1 日本との関係

日本は、木材の年総供給量約1億1千万 $m^3$ の内約25%が国産材で約75%が外材であるが、平成5年度の輸入実績をみるとチリは米国(25.6%)カナダ(12.7%)マレーシア(7.7%)インドネシア(6.1%)オーストラリア(5.1%)ロシア北洋材(4.4%)について4.2%(約4,820千 $m^3$ )の割合を示している。同様に平成3年度は4.3%(約4,770 $m^3$ )、平成4年度は4.4%(約4,550千 $m^3$ )であり、ほぼ4%強の割合をコンスタントに維持している(平成6年度林業白書、農業統計協会)。

チリから日本に輸出される用材の種類をみると、93年(平成5年)ではチップが3,629千 $m^3$ 、丸太が278 $m^3$ 、製材が289 $m^3$ 、ウッドパルプが171千 $m^3$ であり、チップがその大半を占めている。この傾向は、92年・91年でも同様でありチリは日本にとってチップの供給地の一つということができる(Products forestales 1994, FAO)。

一方、チリの側からみると94年の林業分野の総輸出額1,564.2百万us\$ FOBの内、日本が360.5百万us\$で第一位であり以下韓国が183.4百万us\$、米国176.2us\$、ベルギー118.5百万us\$、台湾86.2百万us\$と続き(Bstadisticas Forestales 1994, INFOR)、日本はその20%強を占める。ちなみに、93年(平成5年)の日本の木材の輸入額は13,280百万us\$で、相手先の第一位は米国の4,162百万us\$、以下カナダの2,436百万us\$、インドネシアの1,777百万us\$、マレーシアの1,411百万us\$、旧ソ連の637百万us\$である(Productos Forestales 1994, FAO)。

また、製紙企業による海外植林は、1970年代に始まり1985年以降の円高移行以来南米・大洋州などの地域で新しい植林プロジェクトがスタートし、現在10の植林プロジェクトが展開している。10の内訳はオーストラリアが4、チリが3、ニュージーランド・ベトナム・パプアニューギニアが各1となっており(紙・パルプ95.12、日本製紙連合会)、チリが注目されていることがわかる。

日本にとってチリは現在でもチップ供給の面で一定の位置を占めているが、今後植林プロジェクトから木材が生産される21世紀には、その輸入量・輸入額が安定的に増加し重要性を増すと考えられる。

### 2-2 森林資源

国土面積75,702.9千haの45%弱の33,800千haが森林であり(表4-1)、森林面積の27%の9,241千haが生産林である。生産林中7,493.2千ha(81%)が天然林で、1,747千ha(19%)が人工林である。人工林の主要樹種はラジアークパインであり、人工林中70%を占める1,375千haが造林面積である。その他の樹種としては、ユーカリ238ha(14%強)、Atriplex47千ha、Tamarugo20千ha、オレゴン松12千haなどが植栽されている(表4-2)。

91年から94年の森林面積の推移を見てみると、天然林が123千ha減少している一方で人工

林が 192千ha増加しているため、生産林全体としては70千ha増加している。人工林の中でもユーカリの増加が108千haと、ラジアータ松の70千haを凌いでいる。

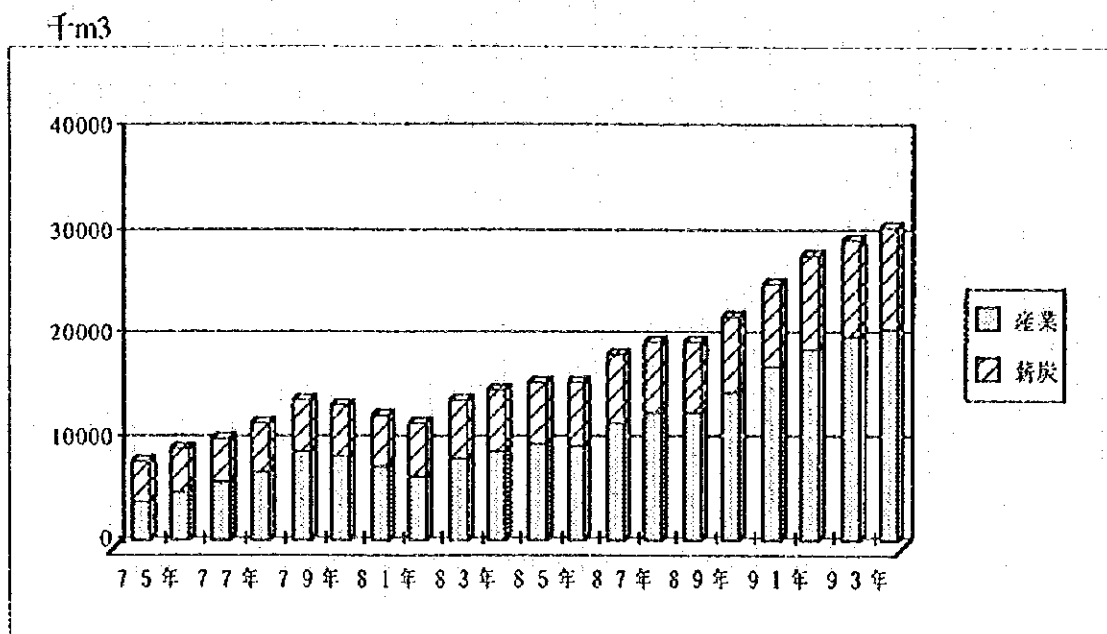


図4-5 チリ国木材需要量の推移 (Estadísticas Forestales 1994)

また、1994年の産業用木材消費量20,834.9千m³の内訳を示したのが図4-6である。製材品・化学パルプ・チップの比率が高いことがわかる。

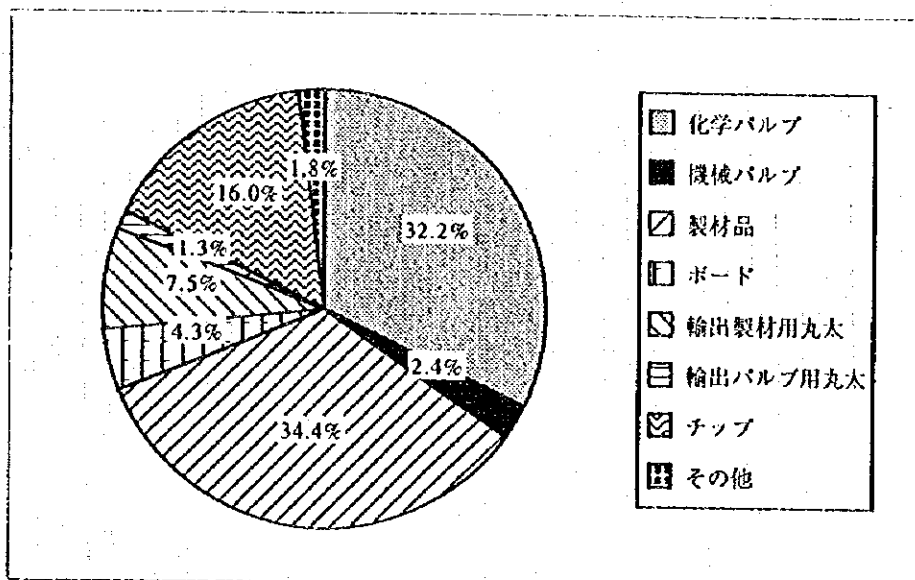


図4-6 用途別木材需要量 (Estadísticas Forestales 1994)  
(全量 20,834.9千m³)

次に国内市場・海外市場向け毎の用途別のボリュームを見てみると、図4-7のとおりである。全体のボリュームを見てみると、国内向けが5,141千m³、海外向けが7,957.9千m³であり、輸出志向が強い。チップは国内海外ともに大きな需要があるが、製材品とボードは主に国内向けであることがわかる。また、チップとパルプを合計すると全輸出量の60%を占め、製紙原料の輸出がその大部分を占めている。

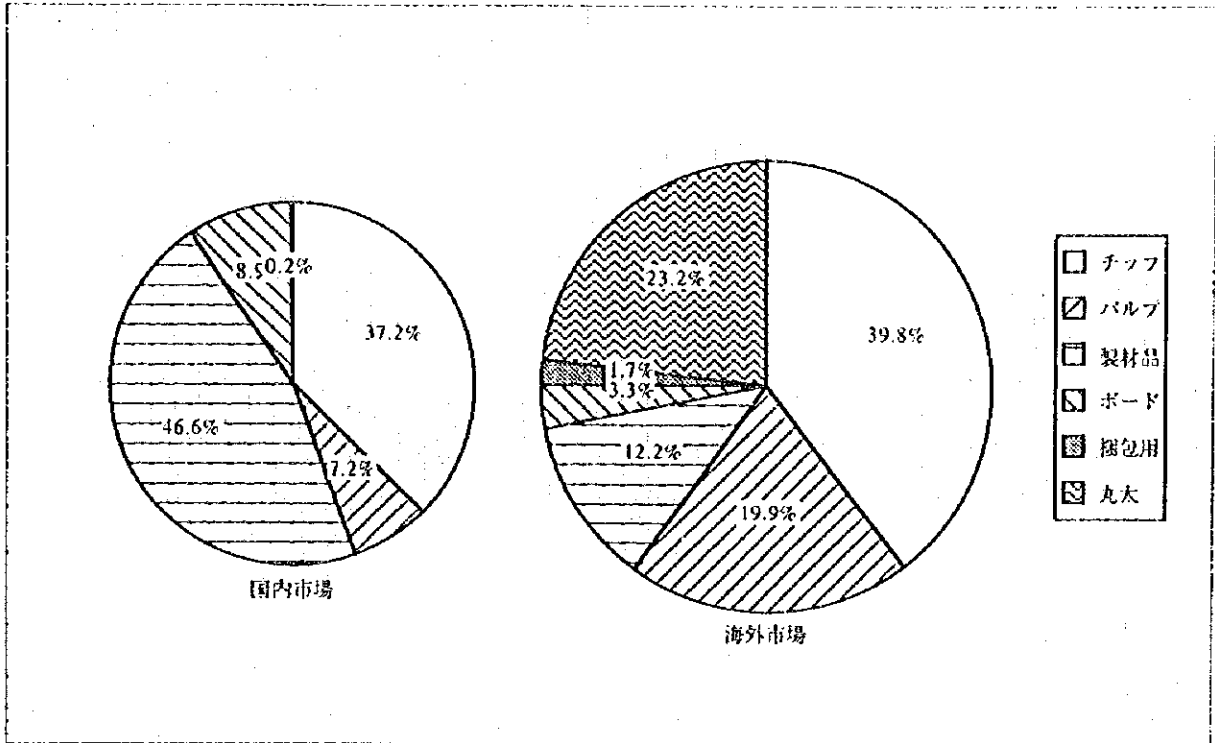


図4-7 国内需要量・海外市場向け輸出品  
(国内市場全量 5,141千㎡・海外市場全量 1,957.9千㎡)

#### 2-4 木材輸出と木材価格

1994年のGDP 5,855,011百万ペソ中林業・林産業の占める金額は、174,272百万ペソであり割合では3%である。農林水産業と鉱工業はGDP中計2,444,926百万ペソを占め、順位は工業の861,908百万ペソ(14.7%)、鉱業の470,974百万ペソ(8%)、農牧業383,984百万ペソ(6.5%)、建築業322,992百万ペソ(5.5%)に次いでいる。ちなみに、日本の1991年のGDPは451,297十億円で農林業の構成比は2.3%である。

木材輸出額は、1985年以降の10年間で334.6百万us\$から1,564.3百万us\$へと約5倍の伸びを示している(図4-8参照)。

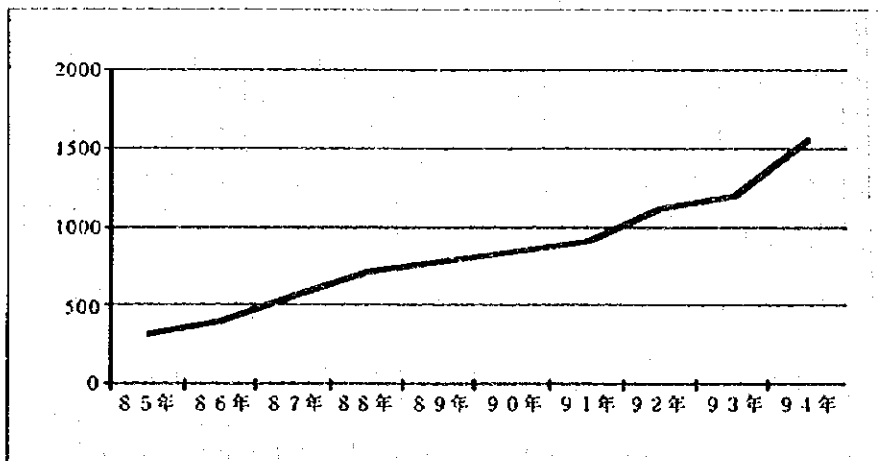


図4-8 チリ国林産物輸出額の推移 (85~94、単位：百万us\$ FOB)

次に製品別に見てみると、パルプが150.9百万us\$から717.7us\$へと5倍弱、チップが3.5百万us\$から163.5百万us\$へ50倍といういずれも製紙原料が大幅の伸びを示している(図4-9)。

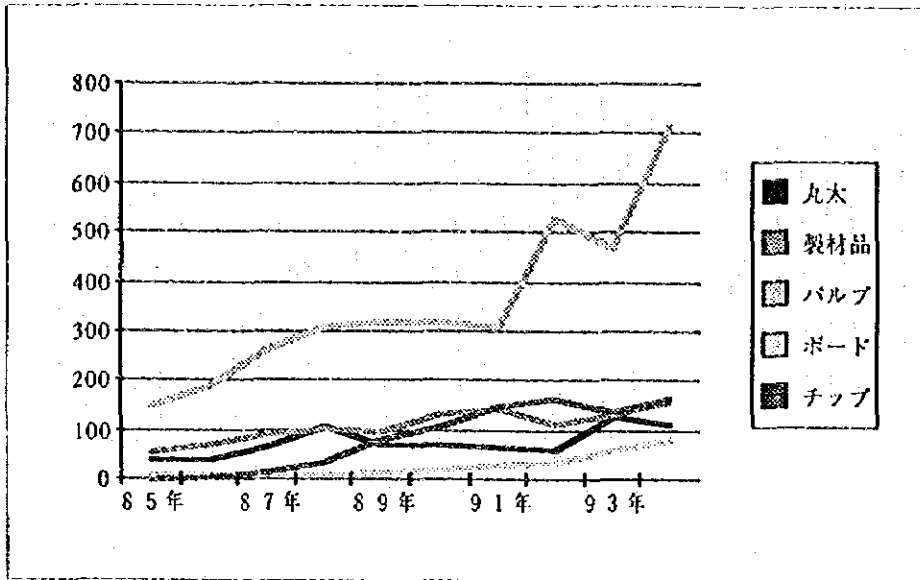


図4-9 各林産品の輸出額の推移(85~94年、単位:百万us\$FOB)

製材用丸太と製材品(いずれもラジアータパイン)の価格の推移を図4-10に、ユーカリと松の漂泊パルプの価格を図4-11に、ユーカリ・松・天然木のチップの価格を図4-12に示した。

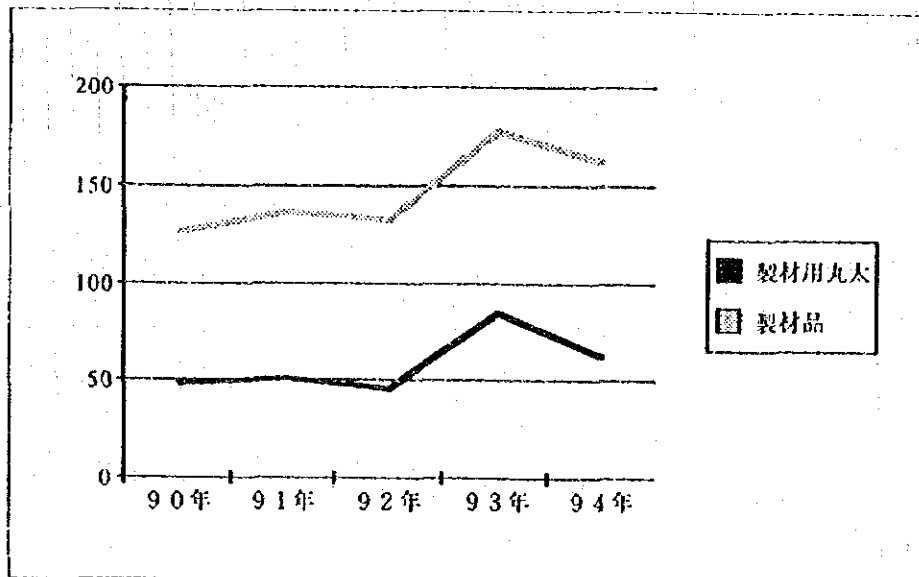


図4-10 製材用丸太と製材品の価格の推移(90~94年、単位:us\$FOB/m³)  
樹種はいずれもラジアーク松、出典:Estadísticas Forestales 1994

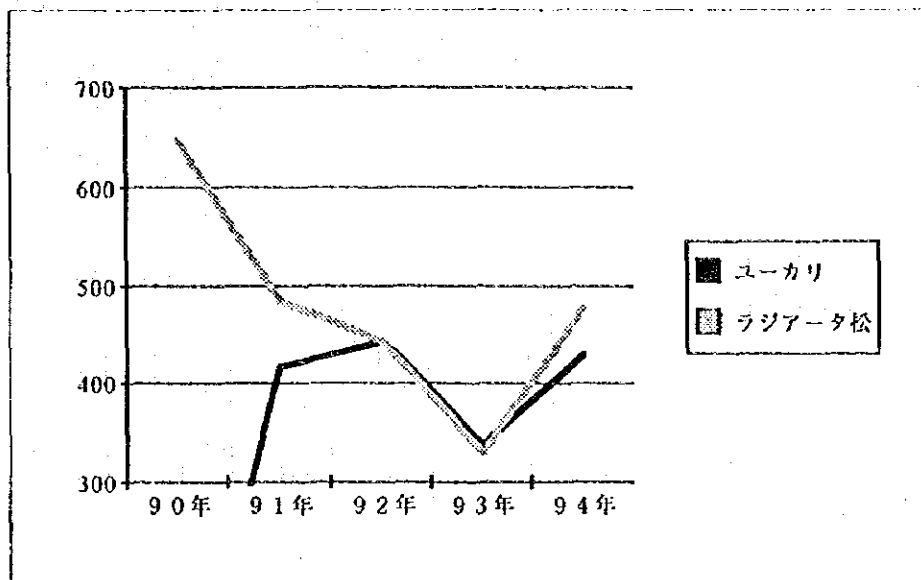


図4-11 漂泊パルプの価格の推移 (90~94年、単位：us\$ FOB/t)

出典：Estadísticas Forestales 1994

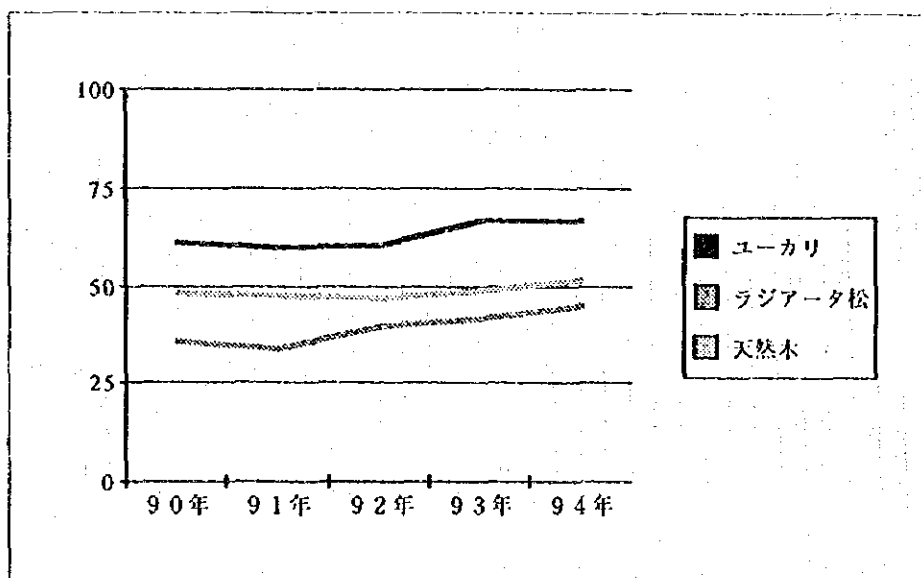


図4-12 チップ価格の推移 (90~94年、単位：us\$ FOB/t)

出典：Estadísticas Forestales 1994

Precios de Productos Forestales 1994

需給関係による変動はあるものの、製材用丸太は60us\$/m<sup>3</sup>程度・製材品は160us\$/m<sup>3</sup>程度の価格へと上昇している。パルプについては、松が89年に780us\$/tの最高値を付けてから下降に転じていたが、93年に330us\$/tまで値を下げた後回復している。ユーカリパルプは、91年から輸出を開始しほぼ松に準じた値動きとなっている。また、チップはユーカリが60us\$/t代鋼板、松が40us\$/t代半ば、天然木が50us\$前後で安定した値動きとなっている。

表4-1 利用区分別土地面積

利用区分	面積(千ha)
全国	75,702.9
耕作地	5,480.2
牧草地	8,199.3
森林	33,800.0
非生産地(砂漠・山脈・湖・氷河等)	28,223.4

出典: Estadísticas Forestales 1994, INFOR

表4-2 森林資源の現況

区分	面積(ha)		蓄積(百万m <sup>3</sup> )	
	1991	1994	1991	1994
保護林	13,832,184	13,979,674	-	-
国立公園	8,358,367	8,495,261	-	-
保安林	5,459,345	5,469,751	-	-
天然記念林	14,472	14,662	-	-
全生産林面積	9,171,755	9,240,723	1,152.5	1,112.8
天然林	7,616,500	7,493,200	940.5	891.0
人工林	1,555,255	1,747,523	212.0	221.8
ラジアータパイン	1,305,325	1,375,886	165.6	192.6
ユーカリ	130,915	238,312	-	-
Artiplax	40,663	47,232	-	-
Tamarugo	20,600	20,622	-	-
オレゴン松	11,731	12,379	-	-
その他	66,621	53,092	-	-

出典: Estadísticas Forestales 1991, INFOR  
Estadísticas Forestales 1994, INFOR

チリ国は、北から南にかけてI州～X州の行政区が配置されている。I州からV州にかけては年降雨量が1～460mmと少なく、乾燥地・半乾燥地となっている。一方、VI州からXI州は年降雨量が1,200mm～2,900mmであり、森林の大半の部分は本地域に存在している。天然林・ラジアータパイン・ユーカリの州別分布は、表4-3のとおりであり、天然林はX州が、人工林はラジアータパイン・ユーカリともVIII州がその中心となっている。

ラジアータパインは原産地が米国カリフォルニアであり、19世紀から当国に植栽されている。寒冷で多雨な気候を好みチリ国にもっとも適した樹種となった。1990年から1993年にか



けてはほぼ73千ha/年植栽され、年平均成長は20m<sup>3</sup>/ha(最高は31.6m<sup>3</sup>/ha)である。伐期は22～25年で用途はパルプ・製材である。

一方、ユーカリは過去10年間で急速に造林が盛んになっており、2000年には植栽面積 300千haになると予想されている。樹種は、Eucalyptus globulus が主であるが、寒冷なX州では寒さに強い B.nitens を主に植栽している。年平均成長は、25～30m<sup>3</sup>/ha(最高は45m<sup>3</sup>/ha)で用途は 100%パルプである。93年の植栽面積は、46千haでラジアータに迫る勢いである。ユーカリが盛んになった理由は、パルプの原料として繊維の長さ・容積重の重さが適しており、日本の製紙会社からの需要が大きいことがあげられる。造林にあたっては、ラジアータと比較して伐期が10年と短いという利点と、施肥・除草の作業が必要で手間がかかり寒さが弱いというマイナスの面がある。寒さに弱いことから気候面からみて造林適地は、全国で約500千ha程度とのことである(ラジアータは今後新規に1,000千ha増加させることも可能とのこと)。

表4-3 天然林・ラジアータパイン・ユーカリの州別分布(1994年12月)

区分	天然林		ラジアータパイン		ユーカリ
	千ha	百万m <sup>3</sup>	ha	百万m <sup>3</sup>	ha
I	4.0	0.1	-	-	162
II	-	-	-	-	1
III	-	-	-	-	741
IV	-	-	-	-	1,942
V	-	-	23,462	4.7	38,629
RM	2.7	0.1	989	0.2	8,618
VI	41.2	1.2	73,105	8.8	19,670
VII	196.4	6.4	314,938	35.7	18,058
VIII	401.7	24.1	633,672	101.1	84,925
IX	509.6	32.1	216,408	29.6	30,359
X	3,592.6	744.2	113,312	12.5	35,205
XI	1,686.0	50.6	-	-	-
XII	1,059.0	31.8	-	-	-
計	7,493.2	891.0	1,375,886	192.6	238,312

### 2-3 木材の需要

1975年から1994年の木材の消費の推移を表したのが図4-5である。過去20年間で、消費全体は7,900千m<sup>3</sup>から30,500千m<sup>3</sup>へ4倍弱、内産業部門は4,040千m<sup>3</sup>から20,800千m<sup>3</sup>へ5倍強・薪炭部門は3,865千m<sup>3</sup>から9,665千m<sup>3</sup>へと2.5倍の伸びを示している。

### 3. 林産業の概要

#### 3-1 パルプ産業

パルプ産業は、チリの林産業で最も重要な産業である。90年から94年までの実績を表5-4に示した。機械パルプの伸びは余りないが、化学パルプの伸びが著しい。ちなみに、93年の世界全体の化学パルプの生産量は106,539千トン・機械パルプは34,487千トンであり、日本の生産量は化学パルプが8,550千トン・機械パルプが1,644千トンである。

表5-4 タイプ別パルプの生産量及び割合

	1990		1991		1992		1993		1994	
	千トン	%	千トン	%	千トン	%	千トン	%	千トン	%
Chemical Pulp	644.3	80.1	934.0	83.9	1,499.3	89.2	1,676.4	89.9	1,763.5	90.3
Softwood										
Ubleached Sulphate	201.2	25.0	322.3	29.0	337.3	20.1	364.0	19.5	332.6	17.0
Bleached Sulphate	391.1	48.6	436.1	39.2	868.1	51.7	1,006.1	54.0	1,099.9	56.3
Ubleached Sulphite	22.0	2.7	19.2	1.7	17.9	1.1	19.4	1.0	14.9	0.8
Hardwood										
Ubleached Sulphate	0.5	0.1	1.7	0.2	2.6	0.2	3.5	0.2	3.6	0.2
Bleached Sulphate	29.5	3.7	154.7	13.9	273.4	16.3	283.4	15.2	312.6	16.0
Mechanical Pulp	159.8	19.9	179.1	16.1	181.3	10.8	187.7	10.1	189.1	9.7
Total	804.1	100.0	1,113.1	100.0	1,680.6	100.0	1,864.1	100.0	1,952.6	100.0

現在、化学パルプ工場が7、機械パルプ工場が4、リサイクルパルプ工場が6の計17工場稼働している。企業はCelulosa Arauco y Constituciones S. A.・Empresas CMPC S. A.・Cenlulosa del Pacifico S. A.・Industrias Forestales S. A.・Forestal e Industrial Santa Fe S. A.・Celulosa Licancel S. A.の6社である。91年から94年にかけて18億ドルの投資がなされ針葉樹パルプ工場が3、広葉樹パルプ工場が1（生産能力・計1,005千トン）新設された。生産されか化学パルプ中の27万トン及び機械パルプとリサイクルパルプの全量が国内需要に供されている。

将来予測としては、20億ドルの投資がなされ、2000年には生産量3,000千トンと言われている。

#### 3-2 製材業

1993年時点で、1,577の製材業者があり、内訳は年生産50,000㎡以上が11、10,000以上

50,000㎡以下が32、10,000㎡以下が239、移動型が872となっている。生産量の推移は、90年が3.3百万㎡・91年が3.2百万㎡・92年が3.0百万㎡・93年が3.1百万㎡とほぼ横這いである。原木の種類は、ラジアータ松が85.5%と主であり、その他天然木が11.6%外来樹が2.9%となっている。

生産量の内2.4百万㎡が国内消費として2次産業にまわり、その他が輸出されている。

### 3-3 ボード産業

1987年に生産量251,640㎡であったが、1993年に587,100㎡と倍増した。その主な理由は、1988年に最初のMDF工場が、1992年に2番目のMDF工場が操業を開始したことによる。1993年の工場数は、合板が5、パーティクルボードが4、MDFが2、ファイバーボードが1、ベニアが5、計17である。また、各々生産量は、合板が59,400㎡、パーティクルボードが255,060㎡、MDFが198,960㎡、ハードボードが56,060㎡である。

今後は、1996年に、OSB工場（生産能力:120,000㎡）が稼働する予定となっている。また、1997年の輸出量としては、合板が45,000㎡（93年実績:13,000㎡）、パーティクルボードが220,000㎡（93年実績:33,000㎡）、MDFが400,000㎡、ハードボードが40,000㎡、OSBが100,000㎡といわれている。

### 3-4 チップ産業

チップの輸出は、1986年より開始となった。1993年の実績を見るとチップ工場数は94、生産量は5.7百万㎡である。そのうち、50.3%は国内需要向けであり、49.7%が輸出されている。国内需要の内訳は、2.4百万㎡がパルプ、429,100㎡がボード産業、3,000㎡が燃料である。輸出先は、その大半が日本向け、（93年輸出量2,625.9GTM中2,561.9GTM、94年輸出量3,018.2GMT全量）である。

### 3-5 家具・建材産業

1985～1994年の輸出額の伸びが平均19.3%であり、林業部門の輸出額に占める割合が2.5%から10.5%に増加するなど急速に発展している。工場数が約5,000で直接雇用は70,000人であり、全林業部門労働人口の45%を占めている。

今後、2010年には輸出金額が1,500百万us\$（全林業部門輸出額の約50%）に達すると言われている。

## 4. 関連インフラ整備状況

### 4-1 港 湾

林業関連の港湾の概要を以下に示す。

名称・所有者・地域	概 要
Valparaiso・Emporchi (Empresa Portuaria de Chile) ・第V州	94年の輸出扱い高は、71,603トン。現在、国・世銀・民間資金合計 110百万\$を用いて施設整備中であり、97年末の完成時にはキャパシティが60%アップする予定。
San Antonio・Emporchi ・第V州	94年の輸出取扱高は、150,066トン。主な取り扱い木材品目は、部材・家具であり、他の品目は銅・果物・農作物。
Lirquen・Puerto de Lirquen ・第Ⅷ州	94年の輸出取扱高は、1,734,727トン。林業輸出の30%FOBを占める。取扱品目は、部材・製材品・パルプ・新聞紙。貯蔵能力は、倉庫・ヤード・交通スペースを含めて260千㎡。
Talcahuano・Emporchi・ 第Ⅷ州	94年の輸出取扱高は、345,262トン。海軍との共同使用。取扱品目は、部材・製材品・パルプ・紙。
San Vicente・Emporchi・ 第Ⅷ州	94年の輸出取扱高は、2,691,167トン。3バースを有する。主に林業関連を取り扱っており、その品目は製材品・チップ・パルプ・新聞紙。製鉄会社が専用棧橋を1つ有している。
Coronel・Compania Carbonifera Schwager・ 第Ⅷ州	94年の輸出取扱高は、1,059,315トン。JurelesとPuchcoの2ターミナルがある。以前は石炭の積出港であったが、現在は主に日本向けにチップを輸出している。Puchoco 港は、91年12月より稼働しており、95年のチップ輸出量は 400万トンであった。チップヤードは5.2ha、コンベアーは陸上600m海上800m計1,400mである
Corral・Sociedad Portuaria Corral・第X州	67,000トンまでの船の取り扱いが可能。10haの貯蔵スペースを有する。品目は、韓国・日本向けの部材とチップ
Puerto Montt・Emporchi・ 第X州	94年の輸出取扱量は、889,554トン。品目は、チップ・製材品・冷凍魚。輸入は、小麦と肥料。
San Jose・Forestal San Jose 第X州	90年8月開始のチップ専用港、チップ工場と隣接している。キャパシティは、500,000トン/年。積み出し能力は、9,600トン/日、2haのチップヤードを有する。

#### 4-2 道 路

90年代前半までは、道路インフラへの投資は平均280百万us\$/年程度の低いレベルであった。道路インフラ整備に関する強いニーズから、公共事業省が行った調査によると700百万us\$/年の投資が必要との結果になった。この投資を促すため、1993年にコンセッション法が施行となった。本法により投資が100%増となり、舗装距離は4,500km/年となった。本法は、投資の回収を約20年間で行うとともに、適正な利潤を保証している。また、林業分野においても以下のような第Ⅷ州でコンセッションによる道路整備の例がある。

第Ⅷ州のコンセプションとBiobio港をつなぐ110kmの道路は、Belfi S. A.・Asociacion e Inversiones CMB S. A.・Americas Inversionesの3社による連合体が、931千UP投資して95年から建設を行っており、96年末に完成の予定である。

第Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ州の造林地を見学したが、国道は舗装されているものの県道レベル以下のルートは未舗装であった。チリ資本大手のArauco社の造林地内を通過する機会があったが、運材トラックが通過できる十分な幅員を持った林道を整備していた。現地に進出した日本企業から聞いたところ公道の整備を当局に要請しても予算不足から、なかなか事業に着手しないばかりでなく、逆にその整備を求められるとのことであった。

## IV. 開発投融資事業

### 1. 本邦企業の活動状況

1990年前後から、本邦製紙会社が第Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ州においてユーカリ植林事業を開始している。植栽を開始してから5年程度経過したところであり、造林技術の一応の確立が済み、今後はその安定化・高度化が課題となっている。また、商社がチップ工場の経営を行っている。

活動の概要を以下に示す。

#### 1-1 植林事業

##### ・山林所有面積と植栽面積

山林は14,000ha～51,000haであり、植栽面積は10,000～30,000haである。但し、これは計画であり、現在土地の買い付けを進めている段階である。

##### ・植栽樹種

*Eucalyptus nitens*・*Eucalyptus globulus* の2種である。パルプ適正の面からは、*E. globulus*が優れているが寒さに弱いため、高緯度・高所では*E. nitens*が植えられている。

##### ・平均成長量と伐期

1ヘクタール当たり20～30haを想定している。伐期は10年としているが、成長量を見ながら最終的に決定する予定である。

##### ・土地の権利

全社とも自社所有である。土地の取得にあたっては、相続により権利の所有者が複数存在するため関係者全員の同意の取り付け等の事務手続きの煩雑さと土地の小規模化が問題となっている。

##### ・取得時の土地現況

牧草地・農業放棄地等の非林地または、生産性の低いラジアーク松・灌木地等の林地である。条件の良いある程度まとまった団地の取得は非常に困難であり、小規模の林地が散在している。

##### ・植林技術

植林事業の計画と実績の概要は以下のとおりである。

A社 植林事業の概要

樹種	Eucalyptus nitens	Eucalyptus globulus	Radiata pine
植林面積	(ha)	(ha)	(ha)
91年	80	1,400	700
92年	400	1,300	30
93年	630	1,550	170
94年	750	80	60
95年	1,130	90	0
計	2,990	4,420	960
伐期	10~12年	10~12年	22~28年
種子調達方法	オーストラリアより輸入	国内購入・自社調達	苗購入
地拵え方法	1) 灌木刈り払い 2) 火入れ 3) 林地耕耘 ・サブソイラーによる1本爪耕耘 ・スーパートラックによるマウンテイング ・植林穴のみ		1) 灌木刈り払い 2) 火入れ
植林年数	1,667本/ha (3×2m)		1,250本/ha(4×2m)
生存率 (植林1年後)	93年以前 70~80% 94年 90% 95年目標 95%		90%
保育方法	植林前除草 1回 植林後除草 3~4回 下刈り 1~2回		植林前除草 1回 (植林後除草1回) 下刈り 2~3回 間伐 2回
病虫害の有無	大きな被害は無し		シブシーモス(蛾の幼虫)の食害

B社 植林事業の概要

樹種	E. globulus 一部高標高地 B. nitens
伐期	新植12年、萌芽更新10年
種子調達	国内購入、一部オーストラリアから購入
地拵え方法	平坦草地：筋状掘起し・除草剤散布 灌木地：伐倒火入れ・除草剤散布
植栽本数	1,667本/ha (3m×2m)
生存率	80~90%
保育方法	除草剤、発芽抑制剤、化学肥料施用、下刈り (初期のコントロールが重要)
病虫害	重大な病虫害の発生はない。 菌類による葉枯れが見られる。

C社 植林事業の概要

樹 種	E. globulus
植 林 面 積	92年 1,054.6ha
	93年 1,438.8ha
	94年 1,287.7ha
	95年 1,336.2ha
	96年 1,354.5ha (計画)
	計 6,471.8ha
伐 期	10年
種 子 調 達	国内購入、採種園造成中
地 拵 え 方 法	上木刈り乾燥後火入れ、燃え残り部分筋状地拵え
植 栽 本 数	1,250本、1,666本、1,667本、1,850本、2,000本
生 存 率	92年 84%、93年 92%、94年 93%
保 育 方 法	植栽前薬剤除草、植栽後発芽抑制剤散布、1～2年後下刈り（除間伐は計画無し）
病 害 虫 の 有 無	根切り害虫(Gusano Blanco) 発生、140ha殺虫剤散布

・労働力の確保と賃金水準

新聞広告による公募・関係先からの紹介によりリクルートしている。作業員は請負業者が独自に募集している。一般的にリクルートは容易であり、量的・質的に問題はないとのことであった。賃金は、作業員で250～300us \$/月、作業監督者で350～4,000us \$/月、スーパーバイザで750～1,700us \$/月、管理職1,400～3,200us \$/月である。

・資金調達

事業開始に当たり、輸銀・OECDの資金を利用している。また、外資導入にあたっては、全社外資法600号を使用しチリ国政府の承認を受けるとともに、701号に基づき120～250us \$/haの植林に対する補助金を受けている。

・技術的課題

植林技術は一応のレベルに達しており、今後はその高度化・安定化が課題となっている。今後の技術的課題としては、以下の事項があげられる。

- 1) 優良個体の育種方法（クローン育成等）
- 2) 地形・地質分析システムの導入
- 3) 火入れが禁止になった場合の地拵え方法
- 4) ニャディ土壤（氷河に起因した排水不良地）での造林
- 5) 環境面への対応（天然林保護・農業の拡散防止・農業の少量化）

・関連インフラの必要性



日本企業全社とも道路の未整備をあげている。国道以外の公道は基本的に未舗装であり、当局の予算不足のためその維持管理が不十分である。また、雨期には通行不能な道路が多い。今後伐期時期になれば、トラック走行に十分な幅員を有する道路を企業が公道を含めて整備しなければならない状況である。また、チップ積み出しのための港湾を検討している企業がある。

### 1-2 チップ事業

日本と本邦向けにチップを製造している。見学を行った2社の概要は以下のとおりである。日本向けには天然木とユーカリを、北米向けにはラジアータ松を輸出している。今後ユーカリが伐期をむかえることから、ユーカリの占める比率が上がっていくと思われる。

- ・設 立 1987年及び1989年
- ・原 料 木 天然木・ラジアータ松・ユーカリ
- ・生産規模 400,000～500,000 トン/年
- ・集材距離 250～400km
- ・従業員数 65～225名

### 2. 開発投融資事業の実施可能性

国際協力事業団は、途上国において日本企業が事業展開する際に大変ソフトな条件で資金を融資するとともに、調査の実施、技術専門家の派遣、研修員の本邦受入といった技術面の支援を行っている。内容は、本格事業の前段階として技術の改良・開発が必要な試験的事業と本体事業に関連して、現地で道路・学校・病院といった公共的な基盤整備が必要とされる場合の関連施設整備事業の2事業がある。関連施設整備事業の場合、日本輸出入銀行・海外経済協力基金等の融資や出資を受けていることが前提となる。

融資条件は、表6-1のとおりであり、大変ソフトな条件となっている。これは、海外経

表6-1 国際協力事業団融資条件

	融 資 条 件				
	事業規模	融資比率	金 利	償還期間	うち据置期間
試 験 的 事 業	3億円以下	100%	0.75%	20年以内	5年以内
	3～15億円	70%(100%)	2.5～3.5%	(30年以内)	(10年以内)
	3億円以上の造林については、償還期間30年(うち据置期間10年)以内とすることがあります。				
関 連 施 設 整 備 事 業	4億円以下	100%	0.75%	20年以内	5年以内
	4～20億円	70%(100%)			
	20～30億円	70%(100%)	2.5～3.5%	(30年以内)	(10年以内)

注：関連施設整備事業のうち、( )内は環境保全型造林の場合

済協力基金や日本輸出入銀行の貸し付け条件では対応しきれない場合を補完するという、この制度が設けられた趣旨に基づいている。

林業分野の場合、試験的事業としては、当該国で初めて植栽される樹種または生産性の著しく低い場合の造林試験、農業と林業の生産を同時に行うためのアグロフォレストリー試験、市場価値を有しない木材資源の利用を図る未利用樹開発試験、森林に生息する昆虫等が産出する物質を対象とする特用林産物試験があげられる。

関連施設整備事業としては、道路・公民館・診療所等の建設があげられる。

チリ国に進出し植林に従事している日本企業の場合、本体事業にO E C F・輸銀の資金を利用しているため関連施設整備事業の前提条件を満たしている。

企業を訪問し、事業地の見学、打ち合わせを行ったが、試験事業及び関連インフラ整備事業として以下の事業の可能性があるとと思われる。

- ・ユーカリの優良個体の育種方法（クローン育成等）

現在B. nitensとB. globulusの優良系統（原産地）を選別中である。パルプ適正の優れたB. globulusと寒さに強いB. nitensの特性を兼ね備えた個体を育成する計画であるが、試験項目が実験室レベルにとどまらず、育苗方法・植栽方法・保育方法まで含まれるのであれば第X州に適応したユーカリ樹種の開発試験事業として取り組む可能性がある。

- ・道路整備事業

道路インフラが未整備であり、当局に建設を働きかけても予算不足のため対応が遅れがちであるばかりでなく、逆に整備を要請されるとのことである。丸太搬出のためだけの私道の建設は難しいが、地域開発効果の高い公道であれば、関連インフラ整備事業として対象となり得る。

- ・山火事防止事業

行政府からの要請に基づき、消防事業に係る施設・機材を整備する場合は関連インフラとして取り組むことは可能と考えられる。しかし、大企業は自前のヘリコプター等を有し消防事業を行っているのが現状であり、CONAF等行政機関がどこまで消防を管理する能力があるのか等の疑問がある。

- ・ニャディ土地における試験造林

第X州では、天然林資源はまだ豊富にあるものの日本向けチップはユーカリが求められているため、現在その試験造林を企業が独自に行っている。しかし、土地の大半がニャディであることから、生産性が低く何らかの解決方法が求められている。対象樹種の拡大・耕耘方法・植栽方法・保育方法等を工夫することにより試験事業としての可能性は高いと思われる。

- ・OSB工場環境保全型造林（oriented strand board, 配向性ストランドボード）

98年にOSB工場が建設される予定である。緑化の規模・資金需要の規模にもよるが環

境保全型造林事業として取り組むことは可能である。

・農耕放棄粗悪地の造林

第IX州の海岸山脈を越えた内陸部の乾燥地帯に広がる農耕放棄粗悪地（平坦地）にユーカリが植栽されているが、一部生存率が悪い地区がある。土壌が非常に硬く機械力により耕耘している。将来、本地区の成長が良くなるその改良に本格的に取り組む場合、試験事業として取り組む可能性がある。

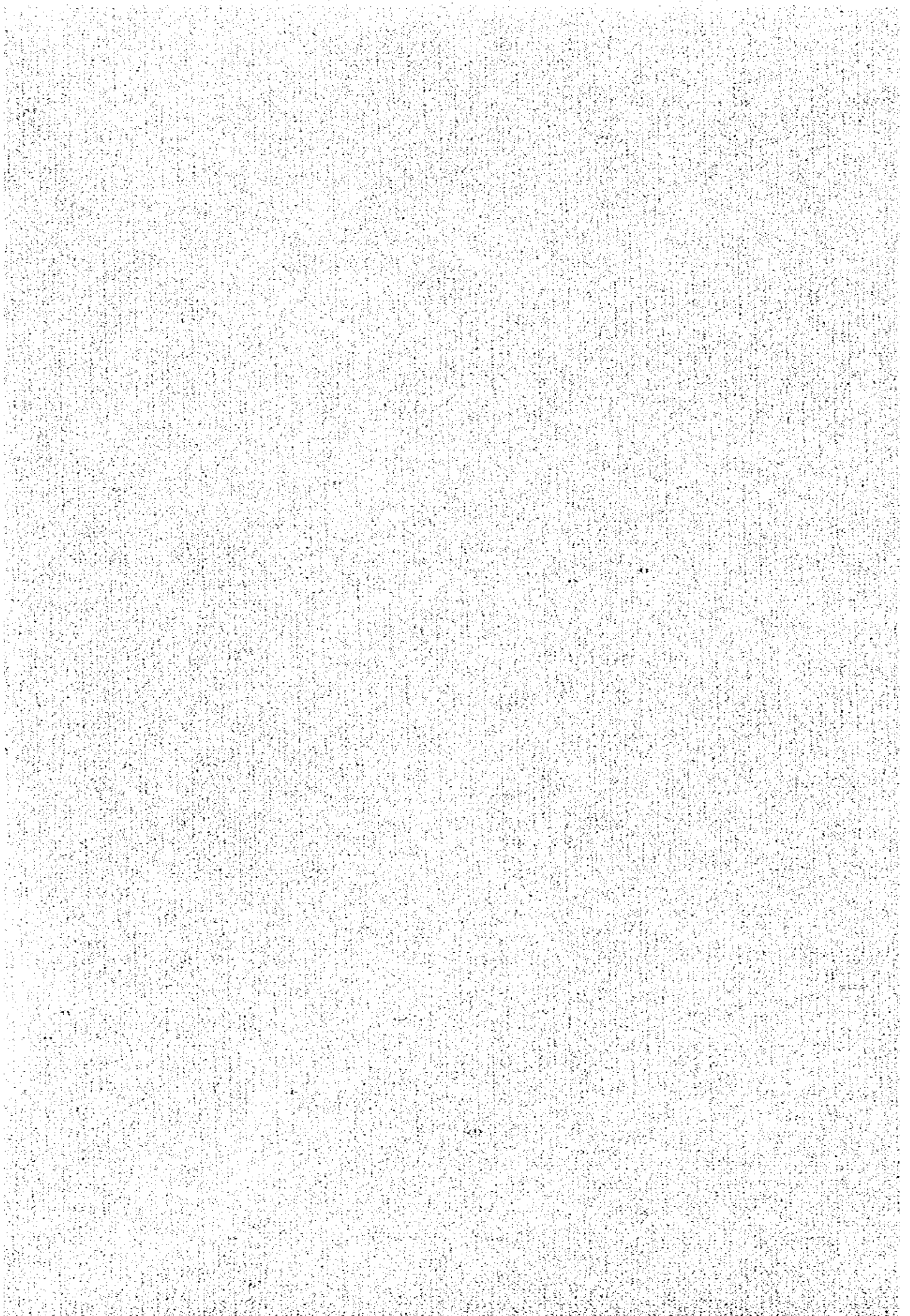
・天然林再生事業

小規模ではあるが、郷土樹種による造林技術の試験が実施されている。天然林の伐採が進み、その利用がチップ製造であり、その輸出先の大半が日本である現状では、この取り組みは貴重である。この試験は産業造林を目的としたものではないため、現在のスキームで取り組むことは困難であるが、今後企業からの融資の申請があれば案件として積極的に取り上げるべく関係機関に働きかけることとする。



## 参 考 資 料

1. 外国投資実績
2. 外国投資法（法令600号）
3. 収集資料リスト



外国投資実績(実行ベース)

(百万us\$)

年	法令 600号				資本金 外為14番 (C)	資本金合計 (A+C)	証券投資 (D)	資本金流入額 合計 (A+C+D)	合計 (Capital+Créditos)
	資本金 (A)	外国投資に伴 うクレジット (B)	計 (A+B)						
1990	511.1	808.8	1,319.9	35.7	546.8	105.2	652.0	1,460.8	
1991	571.2	409.4	980.6	93.4	664.6	8.9	673.5	1,082.9	
1992	688.7	306.9	995.6	149.8	838.5	331.7	1,170.2	1,477.1	
1993	893.1	832.3	1,725.4	204.2	1,097.3	821.6	1,918.9	2,751.2	
1994	1,541.4	976.5	2,517.9	407.1	1,948.5	1,643.5	3,592.0	4,568.5	
1995	1,801.5	1,219.9	3,021.4	409.6	2,211.1	886.1	3,097.2	4,317.1	
1994年1～12月	1,541.4	976.5	2,517.9	407.1	1,948.5	1,643.5	3,592.0	4,568.5	
1995年1～12月	1,801.5	1,219.9	3,021.4	409.6	2,211.1	886.1	3,097.2	4,317.1	
増減の割合	16.9%	24.9%	20.0%	0.6%	13.5%	-46.1%	-13.8%	-5.5%	

出典：外資委員会

外資法600号によるセクター別投資額 (承認ベース)

(千us\$)

セクター	1974~1989	1990	1991	1992	1993	1994*	1995*	合 計
計	13,525,294	1,536,349	3,395,063	3,014,605	2,171,362	5,901,111	5,962,447	35,506,231
サービス	2,110,872	715,926	467,002	516,558	874,498	1,069,178	833,118	6,587,152
製造業	1,280,645	97,164	493,279	249,868	475,499	458,514	610,249	3,665,218
鉱業	9,786,331	594,629	2,290,900	2,172,946	546,013	3,916,155	3,747,425	23,054,399
農牧	92,431	10,360	32,512	22,782	25,333	99,299	11,144	293,861
建設	164,432	13,411	74,672	24,831	32,787	52,210	66,515	428,858
交通	25,341	49,420	21,980	6,700	125,662	10,910	4,013	244,026
林業	16,827	54,329	13,918	14,095	43,700	6,600	59,918	209,387
水産	48,415	1,110	800	1,825	1,850	65,305	75,000	194,305
電気・ガス・水	0	0	0	5,000	46,020	222,940	555,065	829,025

外資法600号によるセクター別投資額 (実行ベース)

(千us\$)

セクター	1974~1989	1990	1991	1992	1993	1994*	1995*	合 計
計	4,986,078	1,319,931	980,568	995,625	1,725,402	2,517,866	3,021,388	15,546,838
サービス	1,311,395	375,629	224,792	262,418	271,354	294,231	786,533	3,526,352
製造業	863,583	98,172	236,317	120,306	450,474	305,940	296,323	2,371,120
鉱業	2,558,633	802,909	440,103	562,690	902,490	1,761,568	1,715,564	8,743,957
農牧	79,756	8,696	14,457	12,359	15,490	22,305	8,796	161,859
建設	123,302	5,414	32,486	23,711	20,648	38,514	59,270	303,345
交通	21,060	3,385	17,098	5,963	38,092	14,729	5,481	105,808
林業	10,694	20,001	10,598	6,813	22,661	14,527	53,865	139,159
水産	17,655	5,725	4,717	1,365	1,427	53,506	43,114	127,509
電気・ガス・水	0	0	0	0	2,766	12,550	52,433	67,749

\* 推定

出典：外資委員会



600号による国別投資額実績

(百万us\$)

国名	承認ベース						実行ベース									
	1974-1989	1990	1991	1992	1993	1994*	1995*	計	1974-1989	1990	1991	1992	1993	1994*	1995*	計
ドイツ	87.4	3.9	22.3	23.4	8.7	14.0	7.7	167.3	67.2	2.3	11.6	16.1	4.4	1.7	56.2	159.5
オランダ	13.9	-	20.0	3.8	11.6	0.0	-	49.4	1.8	0.5	11.0	9.2	(0.7)	1.4	2.7	25.9
アルゼンティン	72.5	7.0	17.0	2.3	138.2	80.3	27.1	354.4	32.8	2.7	9.2	12.4	48.7	63.4	41.5	210.7
オーストラリア	622.3	26.4	305.0	44.3	37.0	23.9	225.1	1,284.0	241.0	219.3	32.9	23.9	24.0	16.2	24.4	581.7
オーストリア	4.1	1.7	3.0	2.8	2.5	3.7	6.5	24.3	2.0	0.9	3.4	1.3	0.2	2.0	3.6	13.5
バルバドス	3.5	-	-	-	-	-	-	3.5	3.5	-	-	-	-	-	-	3.5
ベルギー	12.4	-	1.7	4.9	5.7	0.7	-	25.4	11.5	0.1	1.2	1.0	3.7	-	-	17.5
バレーキューダ	30.0	0.4	0.0	25.0	100.3	0.3	50.5	206.5	21.5	0.3	0.2	0.0	101.6	0.2	39.0	162.8
ボリビア	2.3	-	-	-	0.5	0.1	-	2.9	0.3	-	-	-	0.5	0.0	-	0.9
ブラジル	84.5	1.5	16.6	19.3	11.4	17.1	20.3	170.6	75.2	0.6	13.5	17.1	6.7	10.1	19.7	143.0
カナダ	1,590.0	492.2	190.9	1,186.7	357.4	672.6	2,013.6	6,503.2	213.4	252.9	91.9	206.8	424.9	493.5	401.2	2,084.6
中国	20.0	-	-	-	10.4	0.7	0.2	31.3	19.2	-	-	-	6.4	3.3	23.3	52.2
キプロス	6.0	-	-	-	-	-	-	6.0	6.0	-	-	-	-	-	-	6.0
コロンビア	15.2	-	-	-	1.3	2.3	0.6	19.4	14.0	0.1	-	-	0.5	0.8	1.6	17.0
韓国	13.1	0.1	-	1.0	6.5	14.3	1.7	36.8	3.9	-	-	0.0	1.4	1.9	0.3	7.5
コスタリカ	7.2	-	-	-	-	-	-	7.2	2.7	-	-	-	-	-	-	2.7
デンマーク	2.1	1.8	2.5	4.6	-	-	10.0	21.0	2.0	1.4	1.2	3.4	1.0	-	10.0	18.9
エクアドル	0.3	-	3.0	0.0	-	0.5	-	3.8	0.1	-	0.5	0.2	0.0	-	-	0.9
エジプト	0.3	-	-	0.0	-	-	-	0.4	0.3	-	-	0.0	0.0	-	-	0.3
エルサルバドル	0.4	-	-	-	-	-	-	0.4	0.3	-	-	-	-	-	-	0.3
ア首連	1.7	-	-	-	-	-	-	1.7	0.2	-	-	-	-	-	-	0.2
スペイン	599.2	35.9	69.2	16.4	102.8	46.2	68.4	938.1	527.3	32.2	46.8	7.1	103.1	18.8	55.2	790.5
計	3,188.6	570.6	651.3	1,344.6	794.2	876.7	2,431.5	9,857.5	1,245.9	513.3	223.4	298.6	726.5	613.4	678.7	4,299.9

\* 推定値

600号による国別投資額実績

(百万us\$)

国名	承認ベース										実行ベース					
	1974-1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	計	1974-1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	計
米	7,038.2	304.8	1,506.0	303.2	902.7	4,321.3	1,114.5	15,490.7	2,131.5	270.6	349.5	293.0	635.0	998.0	1,534.7	6,212.2
フィンランド	0.2	0.0	400.5	600.1	1.7	45.0	255.0	1,302.4	0.1	0.4	10.6	23.6	54.1	461.1	244.8	794.8
フランス	100.1	45.9	11.0	49.2	13.4	46.9	34.6	301.1	95.1	20.9	7.9	40.2	11.9	27.1	25.8	229.0
グアテマラ	0.0	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	0.0
オランダ	187.7	55.8	41.6	8.1	13.1	11.1	40.1	357.5	177.3	11.0	42.4	9.1	13.2	10.0	40.1	303.1
ホンデュラス	2.0	-	-	-	-	-	-	2.0	0.1	0.0	-	-	-	-	-	0.1
香港	6.3	-	-	0.3	25.6	0.1	-	32.2	6.1	-	0.6	-	8.9	3.3	1.8	20.7
インド	0.2	-	-	-	0.6	0.8	0.7	2.3	0.2	-	-	-	0.2	0.8	0.3	1.4
英国	1,111.6	321.4	73.8	14.9	11.5	141.0	81.1	1,755.2	381.9	241.0	105.7	17.0	17.8	38.1	93.3	894.9
アイスランド	0.2	-	10.5	-	1.0	9.4	-	21.0	-	-	-	-	1.0	9.2	-	10.2
アイスランド	-	-	-	2.0	-	3.0	-	5.0	-	-	-	1.8	1.8	0.1	-	3.7
アイスラエル	0.2	-	3.1	0.2	-	4.6	-	8.1	0.1	-	0.1	1.1	0.1	1.2	-	2.5
イタリ	25.6	1.2	22.5	5.3	2.8	9.8	18.0	85.2	20.7	1.4	12.6	3.3	2.5	4.8	5.2	50.4
バハマ	5.5	75.0	-	(0.0)	250.0	-	19.0	349.5	2.9	15.0	6.7	11.8	22.0	3.1	16.2	77.7
カーボベルデ	-	-	-	-	0.2	0.1	-	0.3	-	-	-	-	0.0	0.1	0.0	0.2
ケイマン	211.5	0.6	103.0	134.5	3.0	13.6	354.8	820.9	5.4	90.6	11.4	5.8	4.3	15.6	54.0	187.0
日本	378.1	45.5	423.9	25.5	14.2	20.3	6.6	914.0	144.3	56.7	78.4	78.2	78.4	60.2	15.9	512.1
ジョルダン	0.5	-	0.1	-	-	-	-	0.6	0.2	-	-	-	-	-	-	0.2
リベリア	1.1	-	-	-	0.2	-	-	1.2	0.4	-	-	-	0.2	-	-	0.5
リトニッシュタイ	79.2	0.1	6.8	22.0	5.1	22.4	20.8	156.5	19.2	1.1	5.2	21.1	9.1	9.4	32.5	97.7
ルクセンブルグ	147.6	10.2	0.1	9.0	6.6	26.0	0.1	199.4	57.2	9.7	22.8	10.3	0.1	10.3	0.6	111.0
マレーシア	-	-	-	-	3.0	2.0	-	5.0	-	-	-	-	2.5	-	0.8	3.3
計	9,295.7	860.4	2,602.9	1,174.2	1,254.5	4,677.3	1,945.3	21,810.2	3,042.7	718.3	653.8	516.3	863.0	1,652.4	2,066.2	9,512.7

- 推定値

600号による国別投資額実績

(百万us\$)

国名	承認ベース										実行ベース					
	1974-1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	計	1974-1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	計
メキシコ	4.7	0.0	0.0	10.2	0.8	18.0	0.7	34.4	3.2	0.0	7.0	3.0	0.4	13.8	0.6	28.1
モナコ	-	-	-	-	-	-	2.5	2.5	-	-	-	-	-	-	1.1	1.1
ノルウェー	4.5	-	2.4	-	1.1	60.0	4.0	71.9	2.1	-	0.8	0.0	0.8	35.0	2.5	41.3
ニューグランド	391.5	0.8	-	10.6	0.3	19.5	15.0	437.7	359.5	0.4	0.3	7.0	21.1	18.8	4.1	411.3
国際機関	219.9	10.0	28.7	1.5	8.1	13.5	10.2	291.9	43.1	41.9	17.8	16.7	9.4	18.0	11.1	158.0
パキスタン	-	-	-	-	-	-	0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
パナマ	194.6	29.0	10.7	18.2	4.9	4.0	4.1	265.5	132.6	12.6	10.8	9.3	2.4	3.7	3.2	174.4
P N G	-	40.0	-	-	4.5	-	-	44.5	-	13.5	27.0	-	2.9	0.6	-	44.1
パラグアイ	1.5	-	0.1	0.0	-	-	-	1.6	0.7	-	0.1	(0.0)	-	(0.0)	-	0.7
ペルー	5.8	0.9	5.4	1.3	1.8	2.2	0.5	17.8	1.6	1.1	1.1	1.2	0.9	0.0	1.0	7.0
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
ルーマニア	3.1	-	-	-	-	0.3	-	3.4	3.1	-	-	-	-	0.2	-	3.4
シンガポール	-	-	50.0	-	-	1.1	-	51.1	-	-	1.3	1.6	-	0.4	0.2	3.6
南ア	80.8	-	-	301.6	13.3	201.7	1,500.0	2,097.4	41.6	2.0	-	100.4	13.2	84.4	219.3	460.8
スウェーデン	31.0	12.2	3.4	1.1	0.2	0.4	3.4	51.7	26.9	7.5	1.3	2.9	0.1	0.0	1.1	39.8
スイス	62.8	7.8	32.3	139.3	62.0	3.8	4.2	312.2	56.4	6.2	30.8	30.5	75.2	48.0	4.1	251.2
台湾	2.8	-	2.5	-	-	-	0.0	5.3	0.5	0.0	-	0.1	-	-	-	0.6
ウルグアイ	30.7	3.9	4.9	11.1	13.4	22.0	26.7	112.6	21.6	2.8	4.8	6.9	3.9	24.3	15.7	80.0
バヌアツ	-	-	0.2	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	0.0
ヴェネズエラ	7.4	0.6	0.4	1.1	12.4	0.6	14.0	36.4	4.5	0.3	0.2	1.1	5.5	4.7	12.5	28.6
小計	1,041.0	105.3	140.9	495.9	122.7	347.1	1,585.6	3,838.5	697.5	88.3	103.4	180.7	135.8	252.1	276.5	1,734.3
合計	13,525.3	1,536.3	3,395.1	3,014.6	2,171.4	5,901.1	5,962.4	35,506.2	4,986.1	1,319.9	980.6	995.6	1,725.4	2,517.9	3,021.4	15,546.9

出典：外資委員会

600号による州別投資額実績

(百万us\$)

州	承認ベース						実行ベース									
	1974-1989	1990	1991	1992	1993	計	1974-1989	1990	1991	1992	1993	計				
I	587.1	354.0	0.0	802.9	77.9	61.3	3,015.7	4,899.0	62.5	15.3	5.6	274.8	358.1	181.0	366.4	1,263.6
II	3,621.9	51.0	404.2	726.1	170.2	3,447.9	570.3	8,991.5	665.3	402.6	105.5	45.0	89.8	1,026.3	999.7	3,334.1
III	535.1	4.5	1,500.1	7.3	214.8	293.2	18.0	2,573.1	67.4	225.5	72.0	83.1	305.5	245.3	125.3	1,124.2
IV	1,908.2	20.1	1.2	603.5	20.3	325.3	8.1	2,886.7	210.3	12.2	11.3	6.9	4.0	185.4	68.3	498.5
V	163.2	2.5	9.4	24.1	3.7	14.4	6.5	223.8	88.0	0.3	3.6	14.0	6.4	8.7	9.7	130.6
VI	22.8	1.7	7.1	2.9	39.1	23.4	6.2	103.3	20.4	1.8	4.0	2.3	7.6	22.9	5.6	64.6
VII	104.8	7.7	5.4	135.9	64.9	17.4	28.0	364.2	85.6	6.7	5.7	26.0	79.2	61.9	29.8	294.9
VIII	110.6	45.3	105.7	14.5	123.2	56.3	13.1	468.6	54.6	12.6	52.2	20.8	41.9	46.8	28.0	256.9
IX	126.8	1.6	5.6	5.3	7.2	15.7	0.4	162.5	9.0	33.4	16.3	6.7	4.4	3.8	1.4	75.0
X	128.1	13.5	78.6	9.3	47.7	21.0	59.9	358.1	94.6	12.4	62.1	15.2	21.8	10.7	52.4	269.3
XI	12.8	0.0	1.1	2.5	52.2	2.2	68.5	139.2	6.2	0.3	0.0	2.3	1.9	1.5	59.7	71.8
XII	374.4	2.2	183.5	0.6	0.0	0.0	350.0	910.7	303.5	3.1	1.1	1.2	25.3	5.5	62.6	402.2
州 間	1,292.4	324.3	655.1	115.6	267.8	799.5	672.2	4,126.8	724.2	97.5	199.4	89.4	161.7	204.4	606.8	2,083.4
州 合 計	8,988.3	823.3	2,956.9	2,450.6	1,089.0	5,077.6	4,816.9	26,207.5	2,391.6	823.7	538.7	587.7	1,107.6	2,004.2	2,415.7	9,869.2
首 都 圏	4,537.0	708.0	438.2	564.0	1,082.4	823.5	1,145.6	9,298.7	2,594.5	496.2	441.9	407.9	617.8	513.6	605.7	5,677.7
合 計	13,525.3	1,536.3	3,395.1	3,014.6	2,171.4	5,901.1	5,962.4	35,506.2	4,986.1	1,319.9	980.6	995.6	1,725.4	2,517.9	3,021.4	15,546.9

出典：外資委員会

FOREIGN  
INVESTMENT  
STATUTE

DECREE LAW 600

CONTENTS

TITLE I

On Foreign Investment and  
the Investment Contract 3

TITLE II

Rights and Obligations  
of Foreign Investments 5

TITLE III

The Foreign Investment Committee 11

General Provision 14

Transitional Provisions 14



FOREIGN  
INVESTMENT  
COMMITTEE

REPUBLIC OF CHILE, 1993

DECREE -LAW 600 (1)  
FOREIGN INVESTMENT STATUTE

TITLE I  
ON FOREIGN INVESTMENT AND THE INVESTMENT CONTRACT

ARTICLE 1: Foreign natural and legal persons, and Chileans resident and domiciled abroad, who transfer foreign capital to Chile and enter into a foreign investment contract shall be governed by the provisions of this Statute.

ARTICLE 2: The aforesaid capital contributions consist of and shall be valued as follows:

- a) Freely-convertible foreign currency brought into the country through its sale at an entity authorized to operate on the formal foreign exchange market, at the most favorable exchange rate available to foreign investors at any such entity;
- b) Tangible assets of any description or condition, which shall be brought into the country in accordance with the general provisions governing imports without foreign exchange cover. Such assets shall be valued in accordance with the general procedures applicable to imports;

- c) Technology in its various forms when eligible for capitalization, which shall be valued by the Foreign Investment Committee based on its actual price on the international market within a 120-day period, after which time, if no such valuation has been issued, the contributor's sworn estimate shall be used;

The ownership, use and enjoyment of the technology forming part of a foreign investment may not be transferred in any way separately from the enterprise to which it has been contributed, nor shall it be eligible for amortization or depreciation;

- d) Credits associated with a foreign investment, the general provisions, time periods, interest and other terms applicable to external credits, as well as any fees that may be charged in respect of the total cost payable by the debtor for the use of external credits, including commissions, taxes and expenses of any kind, shall be those

---

1) The amendments introduced by Law 19.207, published in the Official Gazette on March 31, 1993, have been highlighted in the text of this decree-law.

authorized or to be authorized by the Central Bank of Chile;

- e) Capitalization of external credits and debts in freely-convertible currencies when incurred with due authorization; and
- f) Capitalization of profits eligible for transfer abroad.

**ARTICLE 3:** Authorizations for foreign investment shall be set forth in contracts entered into by public document and signed, on behalf of the Chilean State, by the Chairman of the Foreign Investment Committee when the investment requires a decision of the Committee or by the Executive Vice Chairman when it does not, of the first part; and by those persons contributing foreign capital, hereinafter

called «foreign investors», of the second part.

The contracts shall stipulate the period of time within which the foreign investor is to bring such capital into the country. Such period shall not exceed eight years for mining investments and three years for other investments. Nevertheless, the Foreign Investment Committee may, by unanimous agreement in the case of mining investments, extend the period up to 12 years when prior exploration is required, taking into account the nature and estimated duration thereof, and, in the case of investments in industrial or non-mining resource projects for a value of at least US\$50 million or the equivalent thereof in other foreign currencies, extend the period up to eight years when warranted by the nature of the project.

## TITLE II

### RIGHTS AND OBLIGATIONS OF FOREIGN INVESTMENTS

**ARTICLE 4:** Foreign investors shall be entitled to transfer abroad their capital and any net profits generated thereby.

Remittances of capital may be made once one year has elapsed since the date of entry. Capital increases paid with profits eligible for remittance abroad may be remitted with no time restrictions once tax obligations have been fulfilled. Remittances of profits shall not be subject to any time restrictions.

The regime applicable to remittances of capital and net profits shall not be less favorable than that governing the coverage of imports in general.

The exchange rate applicable to transfers abroad of capital and net profits shall be the most favorable available to foreign investors at any entity authorized to operate on the formal foreign exchange market.

Access to the formal foreign exchange market for remittances of capital or profits abroad shall require a prior certificate from the Executive Vice Chairman of the Foreign

Investment Committee evidencing the amount of the remittance. This certificate shall be issued or withheld for reason within 10 days after the date of presentation of a request.

**ARTICLE 5:** The foreign exchange required to effect the remittance of capital or a part thereof may only be acquired with the proceeds of the sale of shares or rights representing the foreign investment, or of the sale or liquidation in whole or in part of the enterprises acquired or organized with such investment.

**ARTICLE 6:** The net proceeds of the sales or liquidations referred to in the foregoing article shall be exempt of any contribution, tax or levy for up to the amount of the investment made. Any portion in excess of such amount shall be subject to the general provisions of tax legislation.

**ARTICLE 7:** The holders of foreign investments to which this decree-law applies shall be entitled to have their respective contracts stipulate the invariability, for a 10 year period from the start-up of the enterprise in question, of a rate of 42% as the effective total income tax charge to which they shall be subject, taking into account those taxes under the Revenue Law which



are applicable under the legal provisions in effect on the date of contract signing. Even if the foreign investor has opted to request such invariability, he shall have the right, once only, to waive it and elect the regular tax regime, in which case he shall be subject to the alternatives under general tax legislation, with the same rights, options and obligations in effect for national investors, thereby definitively losing the agreed invariability.

The total effective tax charge referred to in the foregoing paragraph shall be calculated by applying to first-category net taxable earnings, determined in accordance with income tax legislation, the rate stipulated therein for that category. The rate differential to complete the total effective tax charge guaranteed under the aforementioned paragraph shall be applied to the respective tax base, in accordance with the provisions of the Income Tax Law, adding to such base an amount equivalent to the first-category tax that would have applied to the income included in taxable base.

The tax stipulated in paragraph 3 of Article 21 of the Income Tax Law, which by virtue of paragraph 1 of this article applies at an effective rate of 42% to permanent establishments and enterprises receiving foreign investments, shall apply, in the case

of corporations and partnerships limited by shares, to the corresponding taxable income and in proportion to the share in the company's profits for which the investors are eligible under this regime. The higher tax shall apply exclusively to those shareholders, and the enterprise in question shall withhold and pay them each year.

For the purposes of the provisions hereof, start-up shall be understood to be the commencement of the operation corresponding to the project financed with the foreign investment, once business-related income is generated, if the activity carried out consists of a new project; or, where applicable, the calendar month following the admission into the country of any part of the investment, in the case of investments in activities under way.

ARTICLE 7 BIS: Repealed

ARTICLE 8: The foreign investment and the enterprises participating in it shall be subject to the regular indirect tax regime and tariff regime applicable to national investment.

Notwithstanding the provisions of the foregoing paragraph, the holders of foreign investments to which this decree-law applies shall be entitled to have their respective contracts stipulate the invariability, for the time it takes to make the agreed investment, of the sales and services tax regime and the tariff regime in effect on the

date of contract signing and applicable to imports of machinery and equipment not produced in the country which are included on the list referred to in subsection 10, letter B, Article 12, of Decree-Law 825 of 1974, in effect on the date of contract signing. The same invariability shall apply to the enterprises receiving the foreign investment, in which the foreign investors have interests, for the amount corresponding to such investment.

**ARTICLE 9:** Moreover, the foreign investment and the enterprises participating in it shall also be subject to the regular legal regime that applies to national investment, and may not be discriminated against either directly or indirectly, with the sole exception provided for in Article 11.

Legal provisions or regulations in connection with a given productive activity shall be considered discriminatory if they apply to much or most of the productive activity in the country but exclude foreign investment. Similarly, legal provisions or regulations establishing exceptional regimes of a sectoral or zonal nature shall be considered to be discriminatory if foreign investment has no access to them despite fulfilling the same conditions and requirements imposed on national investment for their enjoyment.

For the effects of this article, a given productive activity shall be understood to be one carried out by enterprises defined in the same manner

in accordance with internationally accepted classifications and which produce goods located at the same tariff position under the Chilean Tariff System, the same tariff position being understood to be one with a difference between products of no more than one unit in the last digit of the system.

**ARTICLE 10:** In the event legal provisions are issued which the holders of foreign investments or the enterprises in whose capital the foreign investment has an interest should consider to be discriminatory, they may request that the discrimination be eliminated, provided not more than one year has elapsed since the provisions were issued. The Foreign Investment Committee shall, within not more than 60 days after the date of presentation of the request issue a decision rejecting the request or taking the appropriate administrative measures to eliminate the discrimination, or requiring the competent authorities to take such measures if they are beyond the powers of the Committee.

If the Committee fails to issue a timely decision, or issues a decision rejecting the request, or if it is not possible to eliminate the discrimination administratively, the holders of the foreign investment or the enterprises in whose capital they hold an interest may resort to the ordinary justice system for a ruling on whether discrimination exists or not, and, in the affirmative case, that general legislation should apply.

**ARTICLE 11:** Notwithstanding the provisions of Article 9, rules may be established when warranted which apply to the investments covered under this decree-law and restrict their access to domestic credit.

**ARTICLE 11 BIS:** In the case of investments in the amount of US\$50 million or greater in U.S. currency or the equivalent thereof in other foreign currencies, the purpose of which is to carry out industrial or resource extraction projects, including mining projects, which enter the country in accordance with Article 2, the time periods and rights set forth below may be granted:

1. The 10-year period referred to in Article 7 may be increased in accordance with the estimated project duration, but under no circumstances may it exceed a total of 20 years.
2. The contracts may include provisions on maintaining invariable, for the respective foreign investors or the enterprises receiving the contributions, commencing on the date of signing of such contracts and throughout the time period applicable under paragraph 1 of Article 7 or according to subsection 1 of this article, of the legal rules and resolutions or circulars issued by the International Revenue Service and in effect on the contract signing date, with respect to the depreciation of assets, deferral of losses, and organization and start-up expenses. Moreover, the contract may include the resolution of the Internal Revenue Service,

where applicable, authorizing the foreign investor or the enterprise receiving the contribution to maintain accounting records in foreign currency.

The rights granted in accordance with the preceding paragraph may be waived once only, separately and without distinction, in which case the investor or recipient enterprise shall become subject to the regular system applicable to the right waived, on the terms provided for in the final part of paragraph 1 of Article 7.

In any case the waiver referred to in Article 7 shall entail a waiver of the rights referred to in this subsection, with the exception of the right to maintain accounting records in foreign currency, for which a specific waiver shall be required.

In the event that the investment contract specifies more than one foreign investor having availed himself of tax invariability as contemplated in the aforesaid Article 7, the waiver of such invariability by one of them shall have the effect of waiving the rights referred to in this subsection, both with respect to the person issuing the waiver and the other foreign investors or the recipient enterprise, with the exception of the right to maintain accounting records in foreign currency, for which a specific waiver shall be required. Nevertheless, the rights established in this subsection shall not be understood to have been waived, on the terms set forth above, when the foreign inves-

tors have agreed in the investment contract that such waiver would take effect when the foreign investor or investors waiving their right to tax invariability hold an amount in excess of a given percentage of the total amount of the contractual investment actually made on the date of the waiver.

3. In the case of projects calling for the export of some or all of the goods produced, the Foreign Investment Committee may grant to the investors or the enterprises receiving the contributions, for periods not exceeding those allowed under the provisions of paragraph 1 of Article 7 or subsection 1 of this article, the following rights:

a) The right to stipulate the invariability of the legal provisions and regulations in effect on the contract signing date, in connection with the right to export freely.

b) The right to authorize, notwithstanding the provisions of Decree 471<sup>(1)</sup> of 1977 of the Ministry of the Economy, Development and Reconstruction, special systems on the repatriation and liquidation of part or all of the value of such exports and of any compensation payments for insurance or other reasons.

In accordance with these systems, permission may be given to maintain the foreign exchange abroad for use in payment of obligations authorized by the Central Bank of Chile, to make disbursements considered to be project expenses for tax purposes under the Income Tax Law, or to effect remittances of capital or any net earnings generated thereby.

To authorize this special system, the Foreign Investment Committee shall have a prior favorable opinion from the Executive Committee of the Central Bank of Chile<sup>(2)</sup>, which shall set forth the specific terms of operation thereof, as well as the terms and conditions on which access will be granted to the foreign exchange market for remittances abroad of capital and earnings. In addition, the Central Bank of Chile shall be responsible for monitoring the fulfillment of the conditions of the contract referring to such matters.

The yearly taxable earnings generated, as shown in their balance sheets, by permanent establishments of foreign investors or recipient enterprises which for any reason maintain foreign exchange abroad pursuant to the provisions of this subsection (b) shall be considered for tax purposes to have been remitted, distributed or

---

1) The provisions of this decree are to be understood to refer to paragraph 8 of the Charter of the Central Bank of Chile, Article 89 of which derogated the aforesaid Decree 471.

2) The functions and powers conferred on the Executive Committee of the Central Bank of Chile herein shall be understood to refer to the Bank's Council, pursuant to the provisions of subsection (c) of Article 1 of Law 18.970.

withdrawn, as applicable, on December 31 of each year in the portion corresponding the foreign exchange maintained abroad by the investors. Any revenue or other benefits generated by the foreign exchange which under this provision may be maintained abroad shall be considered for

all legal purposes as revenues of Chilean origin.

These rights may only be exercised once the amount of the investment actually made is equal to the amount indicated in paragraph 1.

## TITLE III

### THE FOREIGN INVESTMENT COMMITTEE

ARTICLE 12: The Foreign Investment Committee is a functionally decentralized public-law legal person having its own assets, domiciled in the city of Santiago, that reports to the President of the Republic through the Ministry of the Economy, Development and Reconstruction. It shall be the only organization authorized to represent the Chilean State to accept the entry of capital from abroad under this decree-law and to establish the terms and conditions for the corresponding contracts.

The Committee shall be represented by its Chairman in cases of investments requiring a decision by the Committee pursuant to Article 16; otherwise, it shall be represented by its Executive Vice Chairman.

The assets of the Foreign Investment Committee shall comprise:

- a) The resources allotted each year under the Public Sector Budget Law or other general or special laws;
- b) Tangible or intangible movable and immovable goods that it may acquire in any manner; and

- c) Revenues it may receive for any reason.

ARTICLE 13: The Foreign Investment Committee shall be made up of the following members:

- a) The Ministry of the Economy, Development and Reconstruction;
- b) The Ministry of Finance;
- c) The Ministry of External Affairs;
- d) The minister of the branch in question in the event of an investment application relating to ministries not represented on the Committee;
- e) The Director of the National Planning Office (1); and
- f) The President of the Central Bank of Chile.

The ministers may only be replaced by their legal alternates.

ARTICLE 14: Meetings of the Committee shall be presided over by the Minister of the Economy, Development and Reconstruction, and in his absence

---

1) Pursuant to Law 18.989 published in the Official Gazette on July 19, 1990, the name changed to the Ministry of Planning and Cooperation.

by the Minister of Finance, subject to a quorum of three members. The Committee's decisions shall be taken by absolute majority of the constituent members and the Chairman shall have the deciding vote in the event of a tie, with all decisions adopted recorded in the minutes. Alternates may attend all meetings of the Committee with the right to speak, but shall be entitled to vote only in the absence of the regular member whom they are replacing.

ARTICLE 15: For the exercise of its powers and fulfillment of its obligations, the Foreign Investment Committee shall have an office of the Executive Vice Chairman with the following duties:

- a) Receive, examine and report on applications for foreign investments and other requests presented to the Committee for consideration;
- b) Act as an administrative arm of the Committee by preparing any background information or studies it may require;
- c) Perform duties in connection with information, registration, statistics and coordination for the foreign investments;
- d) Centralize information and the results of the monitoring that must be carried out by public agencies of the obligations incurred by the holders of foreign investments or the enterprises in which they have interests, and report to the appropriate authorities and public agencies on any violations or

infractions of which he may become aware;

- e) Carry out and expedite arrangements with the various agencies which are to report or give prior authorization for the approval of the various applications on which the Committee is to decide, and for the proper performance of the respective contracts and resolutions; and
- f) Make inquiries in Chile or abroad on the suitability and reliability of the applicants or interested parties.

ARTICLE 15 BIS: The administration of the Office of the Executive Vice Chairman of the Foreign Investment Committee shall be the responsibility of the Executive Vice-Presidency, who shall be the senior chief of the service and represent it legally, judicially and extrajudicially. The position of Executive Chairman is filled at the exclusive discretion of the President of the Republic at the proposal of the Foreign Investment Committee, and the incumbent shall perform the following duties:

- a) Perform and ensure the performance of the decisions and instructions of the Foreign Investment Committee and carry out any acts and functions assigned to him by the Committee in the performance of its duties;
- b) Propose to the Foreign Investment Committee the annual service program as well as any other matter that requires study or decision by the Committee;

- c) Draw up the draft annual budget of the service for submission to the Foreign Investment Committee, ensure that it is approved and propose any modifications that may be required during its execution;
- d) Attend the meetings of the Foreign Investment Committee with the right to speak and adopt any action or measures that may be required for its functioning, acting as authenticating officer and Secretary in order to do so;
- e) Designate and appoint staff and assign their duties, reporting thereon to the Foreign Investment Committee;
- f) Acquire, sell and administer any kind of goods and sign or enter into any instrument or contract having a direct or indirect bearing on the performance of his objective and duties, subject to the decisions and instructions of the Foreign Investment Committee and this decree-law;
- g) Delegate some of his duties, powers and authorities to officials of the Office of the Executive Vice Chairman; and
- h) Generally, issue resolutions and instructions and perform other duties as required for the proper operation of the Office of the Executive Vice Chairman;

In the absence of the Executive Vice Chairman, the duties listed above shall be performed by the Legal Counsel of the Service, who shall replace him.

The Executive Vice Chairman may request from all other services or agencies of the public and private sectors any reports and background information the Committee may require in order to achieve its goals.

ARTICLE 16: The foreign investments set forth below shall require an authorizing decision by the Foreign Investment Committee:

- a) Those whose total value exceeds US\$5 million (five million U.S. dollars) or the equivalent thereof in other currencies;
- b) Those having to do with sectors or activities normally operated by the State and those made in public utilities;
- c) Those made in mass communication media; and
- d) Those made by a foreign State or by a foreign legal person under public law.

ARTICLE 17: Foreign investments not contemplated in the foregoing article shall be authorized by the Executive Vice Chairman of the Foreign Investment Committee subject to the consent of its Chairman without the requirement of a decision by the Committee, to which he shall report in any case on any investments he may approve, at the next meeting following their authorization. If deemed advisable by the Chairman of the Committee, he shall defer a decision and submit such investments to the Committee for approval.



## GENERAL PROVISION

ARTICLE 8: The terms of D.F.L. N° 258 of 1960, or the provisions thereof contained within current legislation,

will be assumed to be included in the present statute or the relevant provisions thereof.

## TRANSITIONAL PROVISIONS<sup>(1)</sup>

ARTICLE 1: Holders of capital from abroad who entered into foreign investment contracts prior to the effective date of Decree-Law 1748 of 1977 whereby Decree-Law 600 was amended may convert them to contracts of indefinite duration, specifically waiving the application of the legal and contractual provisions governing them and concluding a new contract pursuant to the prevailing provisions. In order to exercise this right they shall have one year calculated from the date of publication of this law in the Official Gazette.

ARTICLE 2: Holders of capital from abroad who entered into foreign investment contracts under Decree-Law 600 and opted for tax invariability as stipulated in Article 7 or 7 bis thereof may avail themselves, for the remaining time available to them, of the invariability system with a 42% effective rate as established herein. In order to do so they shall specifically waive the application of the foregoing rate and amend the contract in accordance

with prevailing provisions. The said contractual amendment shall apply to any revenues generated during the fiscal year of such amendment, consequently affecting new tax charges on revenues declared commencing the year in which invariability at 42% was agreed upon.

ARTICLE 3: Holders of capital from abroad who entered into foreign investment contract under Decree-Law 600 and are subject to the regular tax system shall be entitled, once only and within a one-year period from the date of publication of this law in the Official Gazette, to waive the regular tax system and avail themselves of the invariability system with a 42% effective rate as established herein. In order to do so the waiver shall be specifically stipulated and the contract amended in accordance with prevailing provisions. The aforesaid contract amendment shall apply to any revenues generated during the fiscal year of such amendment consequently affecting new tax charges on revenues

---

1) Transitional Provisions corresponding to Decree Law 19.207.

declared commencing the year following the year in which invariability at 42% was agreed upon. Holders of capital from abroad who opt to avail themselves of the invariability system at 42% as established herein may waive such invariability at any time pursuant to the provisions of Article 7 of Decree-Law 600.

The invariable tax system with an effective rate of 42% elected by hold-

ers of capital from abroad pursuant to this transitional article shall be maintained for a period of not more than 10 years calculated from the start-up of the enterprise in question.

In cases of investments also covered by the provisions of Article 11 bis of Decree-Law 600 wherein the tax invariability period is running, the period added to the previous period may in no case exceed 20 years.

## 収集資料リスト

名称	発行機関
1. Forestry Investment Opportunities	Foreign Investment Committee
2. Business Opportunities for the Lumber Industry in the Arauco Zone of Chile	Corporacion de Fomento de la Produccion
3. Chile, 1994. Dec.	Foreign Investment Committee
4. Winds from Chile, 1994. Nov.	Prochile
5. El Sector Forestal en Chile	Instituto Forestal
6. El Futuro del Mercado Interno de la Madera Aserrada y Tableros**	Instituto Forestal
7. La Pequena Empresa Maderera de Bosque Nativo	Instituto Forestal
8. Precios de Productos Forestales, 1994	Instituto Forestal
9. Estadisticas Forestales, 1995	Instituto Forestal
10. Exportaciones Forestales Chilenas, 1995	Instituto Forestal
11. Exportaciones Forestales Chilenas, 1994	Instituto Forestal
12. Instituto Forestal Chile	Instituto Forestal
13. Directorio Forerstal, Chile, 1991	Instituto Forestal









JICA